

第1回：金融商品の定義と金融商品会計基準の適用範囲

2012.10.08

新日本有限責任監査法人 公認会計士 伊藤 毅
新日本有限責任監査法人 公認会計士 友行貴久

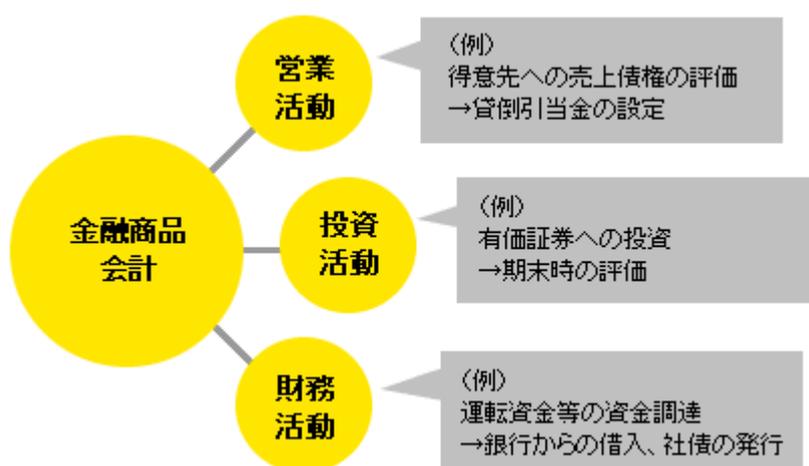
1. 金融商品会計が必要とされる背景

【ポイント】

「金融商品に関する会計基準」「金融商品会計に関する実務指針」等をはじめとする金融商品会計は、証券・金融市場のグローバル化及び金融商品の取引の高度化・複雑化に対応したものであり、金融商品の時価評価に係る会計処理や、新たに開発された金融商品や取引手法等についての会計処理を整備する目的で基準化されたものです。

金融商品会計は、以下のように企業のさまざまな活動において発生する金融商品に関する会計処理を定めています。

図 1-1



2. 金融商品の範囲

【ポイント】

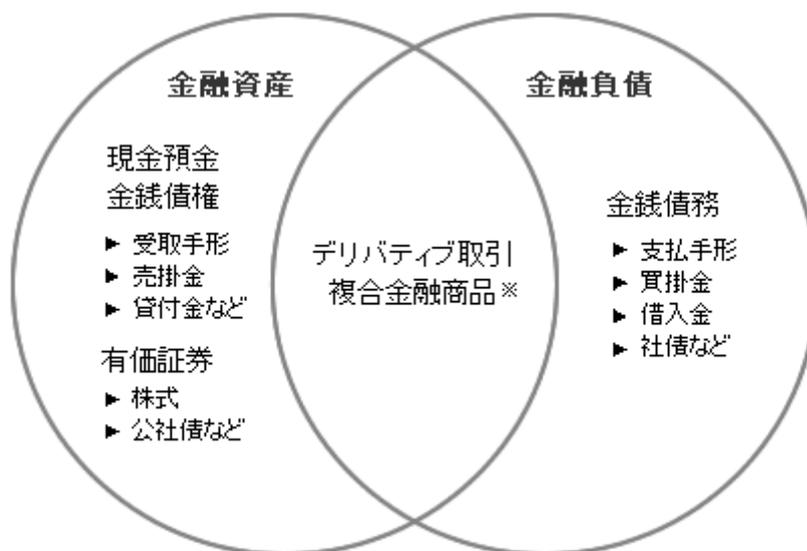
金融商品とは「金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称したもの」を指します。

それでは、金融商品とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。「金融商品に関する会計基準」によると、金融商品とは「金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称したもの」になります。

そのため、会社の取引に係る契約がこの定義に該当すれば金融商品会計が適用されることになります。具体的には【図 1-2】に挙げられる科目が金融商品に該当します。金融機関だけでなく一般的な事業会社でも存在する勘定科目でも金融資産または金融負債に該当するものがあることが分かります。

金融商品の具体例

図 1-2



デリバティブ取引及び複合金融商品

※デリバティブ取引とは、先物取引・先渡取引・オプション取引等をいいます。

※複合金融商品とは、複数種類の金融資産・負債が組み合わされたものです。

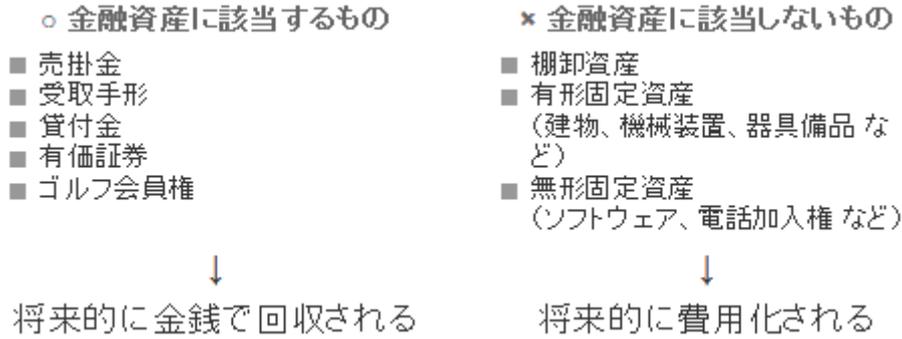
適用対象外

金融商品の定義を満たすものであっても、他の会計基準が適用されるものについては、金融商品会計は適用されません。例えば、リース資産には「リース取引に関する会計基準」、退職給付債務には「退職給付に係る会計基準」が適用されます。

別の見方をすれば、資産のうち将来に金銭で回収されるものを金融資産とすることができます。一方で、販売や減価償却により将来的に費用化される資産である棚卸資産や有形無形固定資産は金融資産に該当しません。

同様に、負債についても、企業の営業過程で発生する買掛金や、資金調達の際に発生する社債や借入金など、将来的に金銭で支払われるものが金融負債として該当します。引当金は、将来の特定の費用や損失に備えるための勘定科目であり、契約に基づく金銭の支払義務ではないため金融負債には該当しません。

図 1-3



3. 金融商品の評価基準の考え方

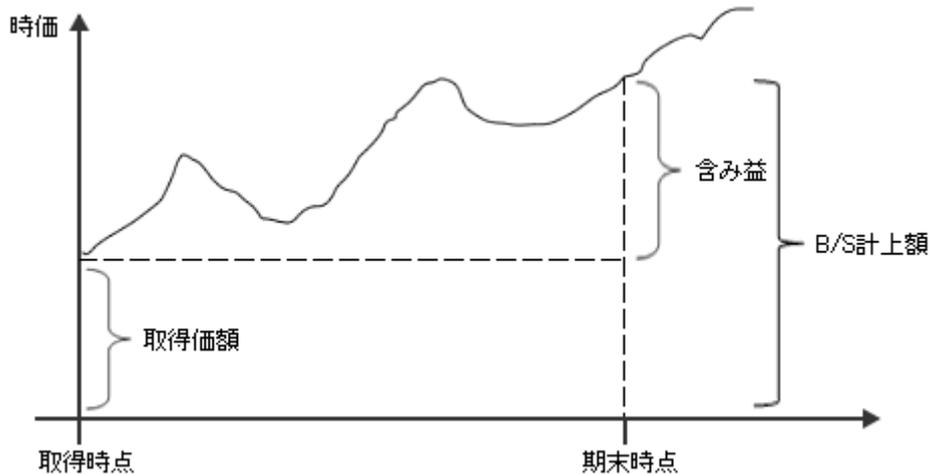
【ポイント】

金融商品会計では、金融商品の価値をタイムリーに財務諸表に反映するために時価評価の考え方が採用されています。

企業会計原則において「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」と定められていますが、金融商品会計では時価評価の考え方が採用されています。金融商品の価値をタイムリーに財務諸表に反映する必要があるからです。

図 1-4

(例) 上場株式を購入した場合(取得後に時価が上昇したケース)



→時価評価をすることで B/S 計上額が含み益を反映したものになる。



期末時点で時価評価が必要

金融資産及び金融負債の評価基準

とはいえ、金融商品について全面的に時価評価が採用されているわけではなく、金融資産と金融負債について、それぞれ以下のような考え方に基づいて評価基準が定められています。

	金融資産	金融負債
基本的な考え方	時価評価を基本としつつ、保有目的に応じて実態に則した評価をします →有価証券、デリバティブ取引により生ずる正味の金銭債権が時価評価の対象になります	原則として時価評価の対象とはしません(ただし、デリバティブ取引により生じる正味の債務については時価評価の対象となります)
理由	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資者に対して企業の財務活動の実態を適切に開示するため ■ 企業の側においても財務活動の状態を適切に把握することができるため ■ 国際的な調和化のため 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借入金のように一般的に市場のないものが多いため ■ 社債のように市場があったとしても、時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられるため

4. 金融商品会計の主な論点

第2回以降で解説する、多くの事業会社で該当すると想定される論点は以下のとおりです。

論点	内容
有価証券の評価	有価証券をその保有目的にもとづいて売買目的有価証券、満期保有目的債券、子会社及び関係会社株式、その他有価証券に分類し、それぞれの分類ごとの会計処理を行います。売買目的有価証券およびその他有価証券については毎期末時価評価を行います。 (第2回) 時価のある有価証券の時価が著しく下落した場合は、時価の回復可能性がある場合を除き、減損処理を行います。(第3回) また、時価のない有価証券の実質価額が著しく下落した場合にも、実質価額の回復可能性がある場合を除き、減損処理を行います。(第3回)
貸倒引当金	債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し、それぞれの債権に対して貸倒引当金を算定します。(第4回)
ゴルフ会員権の評価	ゴルフ会員権について、時価の著しい下落が生じている場合に減損処理を行うことを定めています。(第4回)
デリバティブ取引ヘッジ会計	デリバティブ取引は、まだ実行されていないデリバティブ取引についても時価評価を行い、デリバティブ取引の契約から既に発生している含み損益を財務諸表に計上させます。(第5回) また、デリバティブ取引のうち為替相場変動リスクや金利変動リスクなどをヘッジする目的で利用しているものについては、一定の要件を満たす場合、「ヘッジ会計」とよばれる会計処理を行うことができます。(第5回)

第2回：有価証券の評価

2012.10.15

新日本有限責任監査法人 公認会計士 伊藤 毅
新日本有限責任監査法人 公認会計士 友行貴久

1. 有価証券の範囲・種類

【ポイント】

有価証券に対する投資活動の成果は「保有目的」によって異なると考えられるため、金融商品会計では有価証券を保有目的に応じて(1)売買目的有価証券(2)満期保有目的の債券(3)子会社及び関連会社株式(4)その他有価証券に分類し、保有目的ごとに異なる評価をします。

金融商品会計において、実務上で最も関係が深い項目の一つに有価証券の評価が挙げられます。有価証券とは一般的に、ある一定の権利を表象する証券のことを指します。金融商品取引法第2条第1項及び第2項では、有価証券を、株式や社債・国債、投資信託等と具体例を挙げて定義しています。余剰資金の運用、積極的なトレーディング取引、株式持ち合い、取引関係の維持など、会社によりその保有目的は異なるものの、多くの会社が何らかの有価証券を保有しているのではないのでしょうか。金融商品会計では、有価証券をこうした保有目的に応じて分類し、異なる評価をすることになります。というのも、有価証券を保有したり売却したりすることによる投資活動の成果は、保有目的によって異なるものと考えられるからです。

例えば期末時点の評価について、保有する有価証券の時価が上昇した場合、それを短期売買目的で保有しているのであれば、時価上昇分を利益に計上することが適切ですが、長期的な保有を意図したものであれば、時価が上昇しただけでは利益の計上には至らないこととなります。つまり、会計上では一定期間の損益計算を適切に行うことや、ある一定時点の財産の価値を貸借対照表で表すことが重視されるため、「保有目的」による分類が採用されているのです。

具体的には、有価証券を保有目的に応じて(1)売買目的有価証券、(2)満期保有目的の債券、(3)子会社及び関連会社株式ならびに(4)その他有価証券の各区分に分類することになります。

各保有区分の判断のタイミング

有価証券が各保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかは、取得時だけでなく取得後も継続して検討する必要があります。

有価証券の取得に関する取引の認識

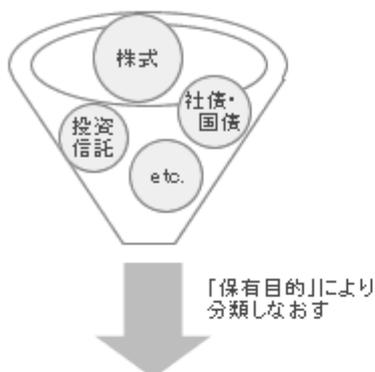
金融資産及び金融負債は、原則として、金融資産の契約上の権利または金融負債の契約上の義務を生じさせる契約締結時に発生を認識します。

そのため、原則として売買契約の約定日に、有価証券の発生または消滅を認識することになります。

図 2-1

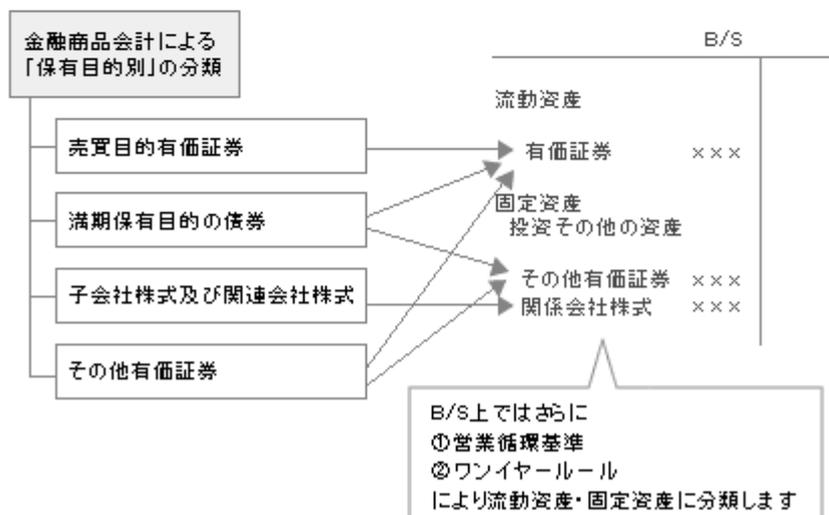
「形式的な分類」

具体的に有価証券としては、株式、社債・国債、投資信託等が挙げられます。
(金融商品取引法第2条第1項及び第2項で定義されているもの)



「保有目的による目的」

有価証券は保有目的に応じて、期末時点での価値や投資の成果の測定方法が異なるため、保有目的により4種類に区分する必要があります。



2. 有価証券の評価

第1回で解説したように、金融商品会計では時価評価の考え方が採用されています。

そのため、期末時点で保有する有価証券は時価評価する、というのが基本スタンスではあります。ただし、その保有目的によって投資の成果は異なるため、期末の評価方法も保有目的に応じて以下のように異なります。

(1) 売買目的有価証券

【ポイント】

売買目的有価証券は時価の変動により利益を得ることを目的としているため、期末で時価評価し、評価差額は当期の損益としてP/Lに計上します。

売買目的有価証券とは時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいいます（会計基準第 15 項）。

売買目的有価証券への投資の成果は時価の変動をもってすでに発生していると考えられます。そのため、期末時点で時価評価し、評価差額を P/L に計上することになります。

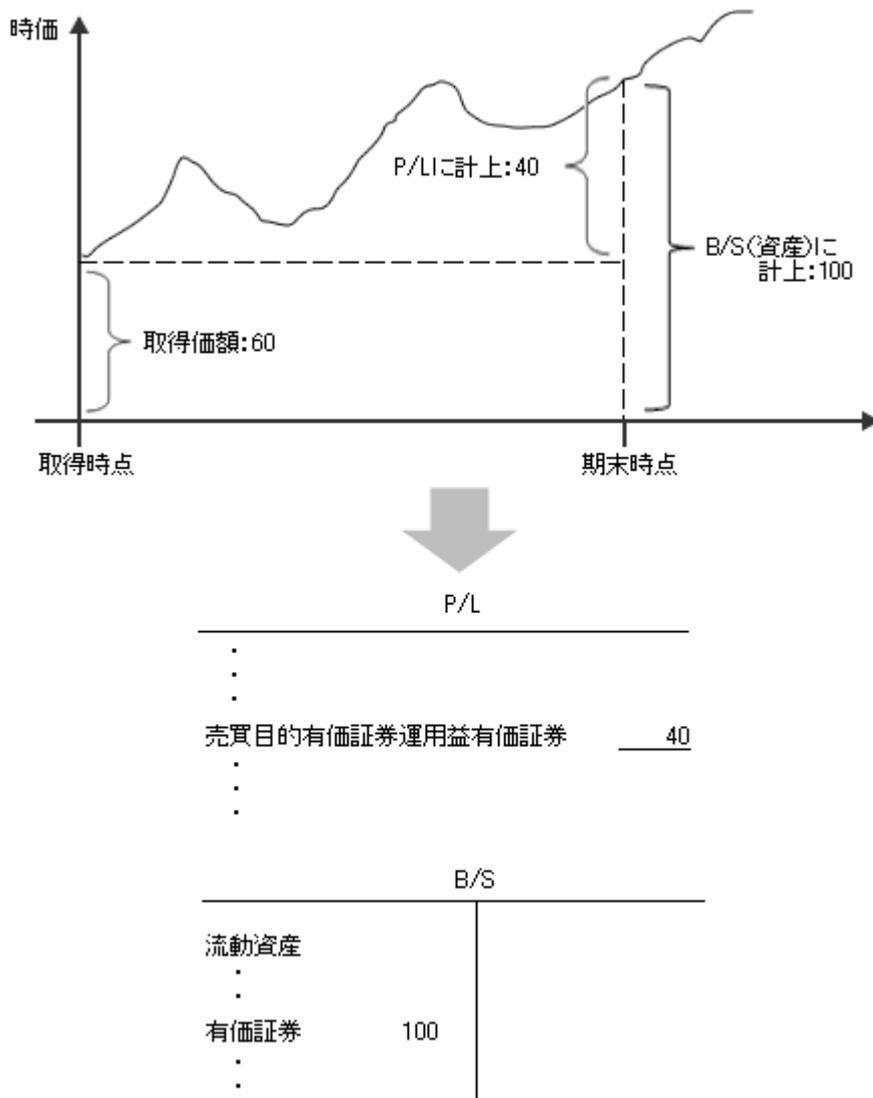
売買目的有価証券として分類するための条件

企業が保有する有価証券を売買目的有価証券として分類するためには

- (1) 有価証券の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、
- (2) トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署（関係会社や信託を含む）によって売買目的有価証券が保管・運用されていることが望ましい。

図 2-2

(例) 売買目的有価証券を 60 で取得し、期末時点の時価が 100 であったとする



(2)満期保有目的の債券

【ポイント】

満期保有目的の債券は満期まで保有することを目的としているので、利息の受け取りと満期時の償還額の受け取りが投資の成果となります。そのため、貸借対照表価額は償却原価法に基づいて算定された価額により計算され、原則として期末で時価評価はされません。

満期保有目的の債券とは、主に利息の受け取りを目的として企業が満期まで継続して保有し続ける社債その他の債券のことを指します。

満期保有目的の債券は、満期まで保有して利息を受け取り、償還を受ける目的なので、売買目的有価証券と異なり、時価の変動は投資の成果を表しているとはいえません。そのため、満期保有目的の債券は期末時点では原則として時価評価をしません。

一方で、額面金額と取得価額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法を用いて貸借対照表価額を計算することになります。

償却原価法とは

債券を額面金額と異なる価額で取得した場合に、当該差額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法。

額面金額と取得価額の差額について(割引債の例)

割引債とは、発行時に額面価額よりも低い金額で発行され、償還期日に額面価額で償還される債券です。ただし、利息は支払われません。

一方で利付債とは額面価額で発行され、利息の支払もある債券のことを指します。

利付債と割引債が同じ価格である場合、割引債の発行価額と額面価額との差額は利息の支払がないことに対する割引額であると考えられます。すなわち、この差額は利息と同等の性質があるものといえます。

満期保有目的の債券として分類するための条件

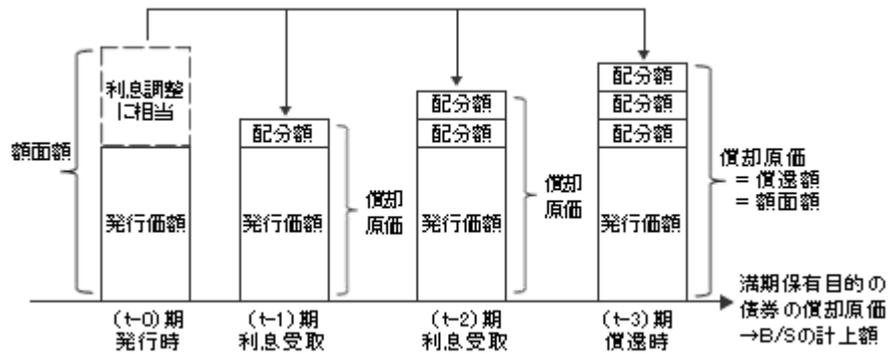
以下の要件を満たす債券を、企業が償還期限まで積極的な意思と能力に基づいて保有する必要があります。

- あらかじめ償還日が定められていること
- 額面金額による償還が予定されていること

そのため、保有期間をあらかじめ決めていない場合や、将来の金利の次第では売却する可能性がある場合や、資金繰計画等から見て満期までの保有が難しいと判断されるような場合には満期保有目的の債券として分類することはできません。

図 2-3

(例)3年後に償還予定の債券を割引発行で引き受けたとする



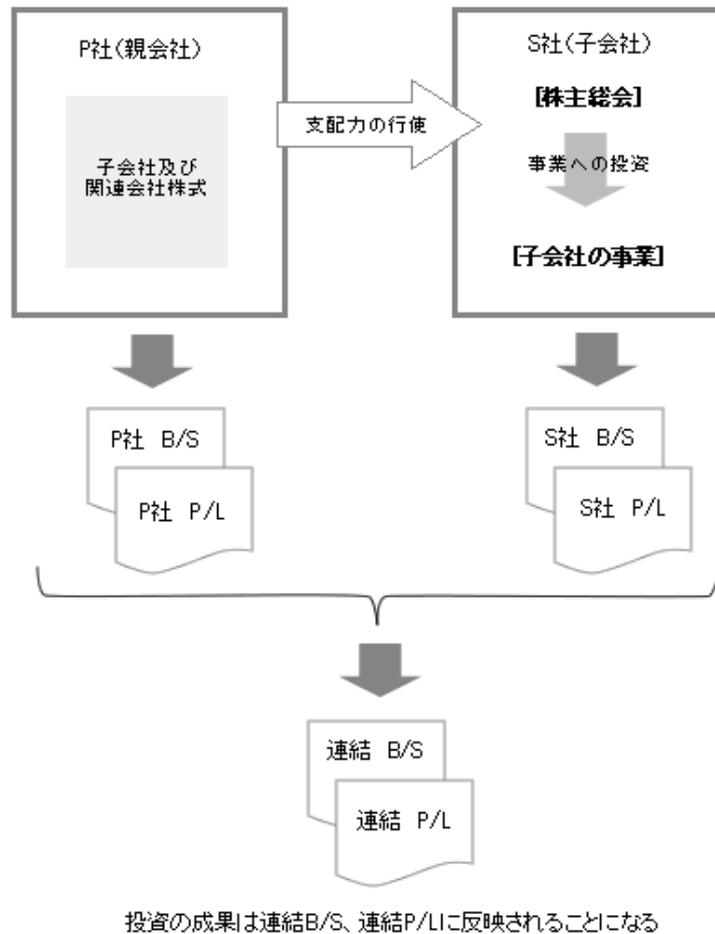
(3) 子会社及び関連会社株式

【ポイント】

子会社及び関連会社株式は他企業への影響力の行使を目的として保有する株式です。時価の変動は投資成果とはいえないため、期末で時価評価はされません。

子会社株式及び関連会社株式は、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式です。そのため、時価の変動は財務活動の成果とはいえないため、取得原価をもって貸借対照表価額とされます。

図 2-4



(4) その他有価証券

【ポイント】

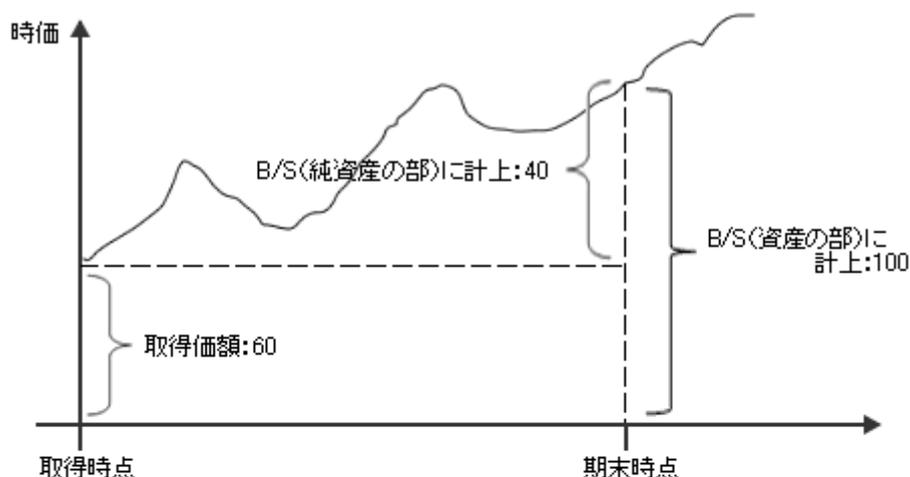
その他有価証券は市場動向によって売却を想定している有価証券や業務提携等の目的で保有する有価証券が含まれ、長期的には売却することが想定されます。そのため、期末で時価評価されるものの、直ちに売却・換金するものではないことから、評価差額はB/Sの純資産の部に計上します。

その他有価証券は、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社のいずれにも該当しない、文字どおり「その他」の有価証券をいいます。

その他有価証券の貸借対照表価額についても、その価値をタイムリーに財務諸表に反映させるために時価をもって評価するものとされていますが、直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う場合もあるため、評価差額は純資産の部に計上されます。

図 2-5

(例) 其他有価証券を 60 で取得し、期末時点の時価が 100 であったとする



B/S	
⋮	⋮
其他投資	純資産の部
⋮	⋮
其他有価証券 100	其他有価証券評価差額金 40
⋮	⋮

其他有価証券の評価差額の処理方法

評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理します。

- 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。
- 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、純資産の部に計上される其他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用する必要があります。

3. まとめ

それぞれの保有目的の有価証券に係る投資の成果と評価方法をまとめると以下の表のようになります。

保有目的	投資の成果	評価
売買目的有価証券	売買利益を得る目的であり、時価の変動は投資の成果といえる	時価評価し、評価差額を損益に計上
満期保有目的の債券	満期まで保有し利息と償還を受ける目的であり、時価の変動を投資の成果と捉えない	取得原価(または償却原価)

子会社・関連会社 株式	事業投資であり、時価の変動を投資の成果と捉えない	取得原価
その他有価証券	長期的には売却が想定されるが、直ちに売却するとはいえ ないため、時価の変動を投資の成果と捉えない	時価評価し、評価差額は損 益とせず純資産に計上

第3回：有価証券の減損

2012.10.22

新日本有限責任監査法人 公認会計士 伊藤 毅
 新日本有限責任監査法人 公認会計士 友行貴久

1. 有価証券の減損の趣旨

【ポイント】
 売買目的有価証券以外の有価証券であっても、価値が取得価額に比べて著しく下落している場合には、減損処理をして評価差額を損益計算書に計上するとともに、価値下落後の価額を貸借対照表に計上する必要があります。

有価証券は原則として保有目的に応じた評価をする必要があります。
 売買目的有価証券は時価評価をして評価差額がその都度 P/L に計上されることとなりますが、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式は時価評価せず取得価額で評価します。また、その他有価証券は期末に時価評価をするものの、その評価差額は B/S の純資産の部に計上されます。
 ただし、売買目的有価証券以外の有価証券であっても、価値が取得価額に比べて著しく下落している場合には、経済的な実態を財務諸表に反映する必要があります。
 そこで、この場合には評価差額を損益計算書に計上するとともに、価値下落後の価額を貸借対照表に計上することとなります。このような会計処理を「有価証券の減損」といいます。

図 3-1

売買目的有価証券以外の有価証券

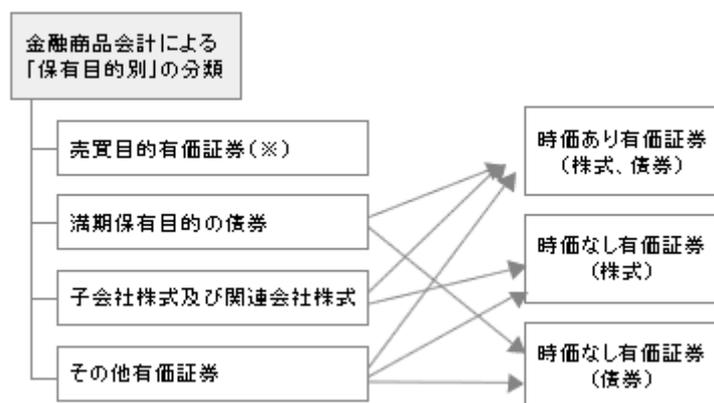


通常の時価評価と減損処理との比較

対象となる有価証券	通常の時価評価	減損
売買目的有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 評価差額は P/L 計上、翌期に洗い替えをする 	—
満期保有目的の債券	—	<ul style="list-style-type: none"> 評価差額は P/L 計上、洗い替えはしない 著しい下落が発生している場合は、時価の有無を問わず実施する
子会社及び関連会社株式	—	
その他有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 評価差額は B/S 計上、翌期に洗い替えをする 	

なお、価値の著しい下落の判定は、対象となる銘柄に時価があるか否かにより異なります。具体的な減損の判定方法と有価証券の保有目的との対応関係は図 3-2 のようになります。

図 3-2



(※) 売買目的有価証券は常に時価評価されるので減損の対象にはなりません。

対象となる有価証券	減損処理の内容
時価あり有価証券 (株式、債券)	時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理する。
時価なし有価証券 (株式)	発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理する。
時価なし有価証券 (債券)	償却原価法を適用した上で、債券の貸倒見積高の算定方法に準じて償還不能見積高を算定し、会計処理を行う。(※)

(※) 債券の貸倒見積高の算定方法は「貸倒引当金」の回で解説します。

2. 時価のある有価証券

(1) 減損処理の方法

【ポイント】

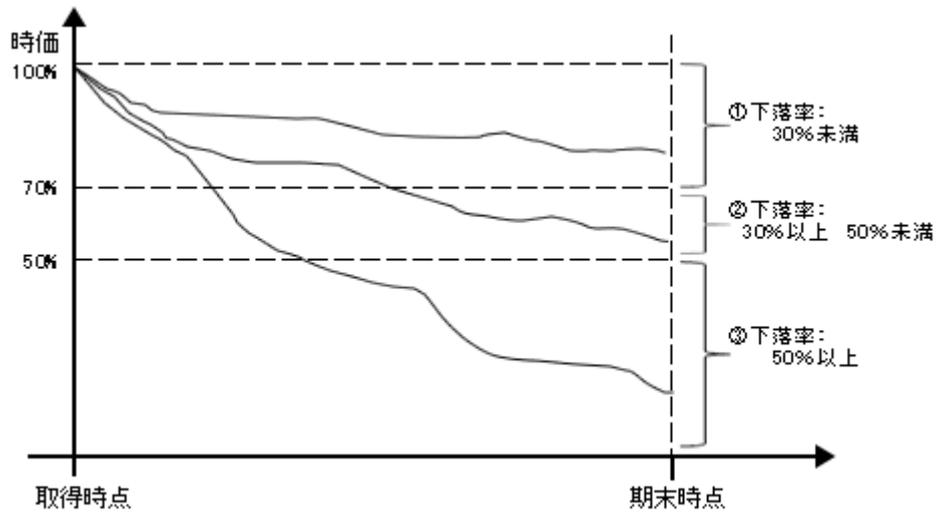
時価のある有価証券は時価が「著しく下落」したときに減損処理をする必要があります。時価が著しく下落しているかどうかは、時価の下落率を①30%未満のケース②30%以上 50%未満のケース③50%以上のケースに分けて判断することになります。

時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理するとともに、当該時価を以降の取得価額とします。ここでいう著しい下落ですが、時価のある銘柄については、時価の下落の程度により価値の著しい下落が生じているか否かを判定することになります。

具体的には、まず期末時点の時価の下落率を下記の3種類に分けることになります。

- ①30%未満のケース
- ②30%以上 50%未満のケース
- ③50%以上のケース

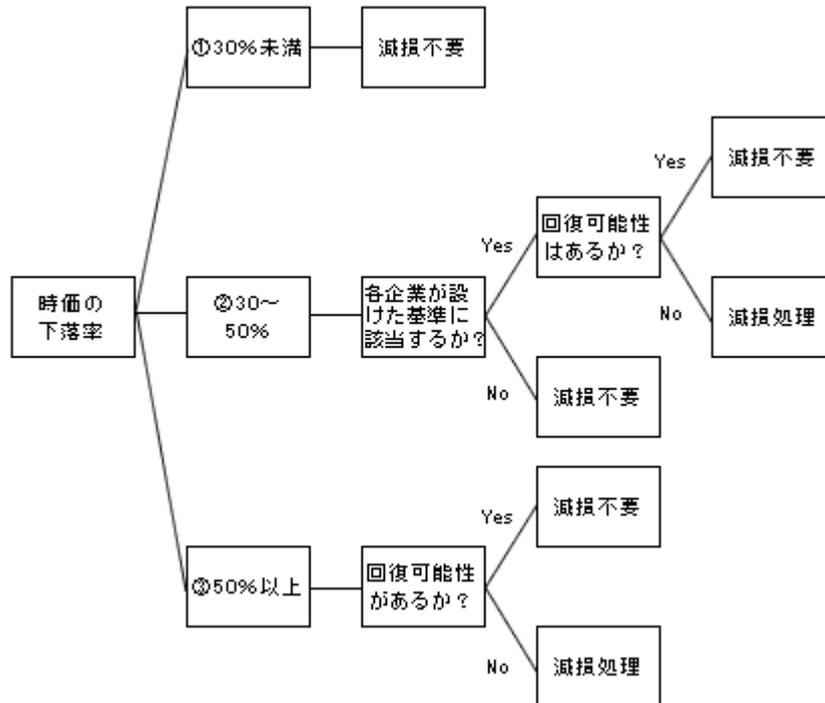
図 3-3



そして、それぞれのケースに応じて、図 3-4 のように減損の可否を判定します。

- ①30%未満のケース...減損処理は不要です。
- ②30%以上 50%未満のケース...「各企業が設けた基準」により著しい下落と判定される場合、「回復可能性」がなければ減損処理をします。
- ③50%以上のケース...回復可能性がなければ減損処理をします。

図 3-4



30%以上 50%未満のケースにおける各企業が設けた基準について

投資先の「継続的な営業赤字」「債務超過」等の社内で設定したルールにより判定することになります。なお、各企業が設けた基準については継続的に適用し、任意に変更することはできない点に留意が必要になります。

(2)回復可能性の判定

【ポイント】

時価のある有価証券の時価が著しく下落したとしても、「回復する見込みがあると認められる場合」には減損処理をする必要はありません。

時価のある有価証券について、時価が著しく下落したときであっても、必ずしも減損処理が必要になるわけではなく、回復する見込みがあると認められる場合には減損処理をする必要がありません。

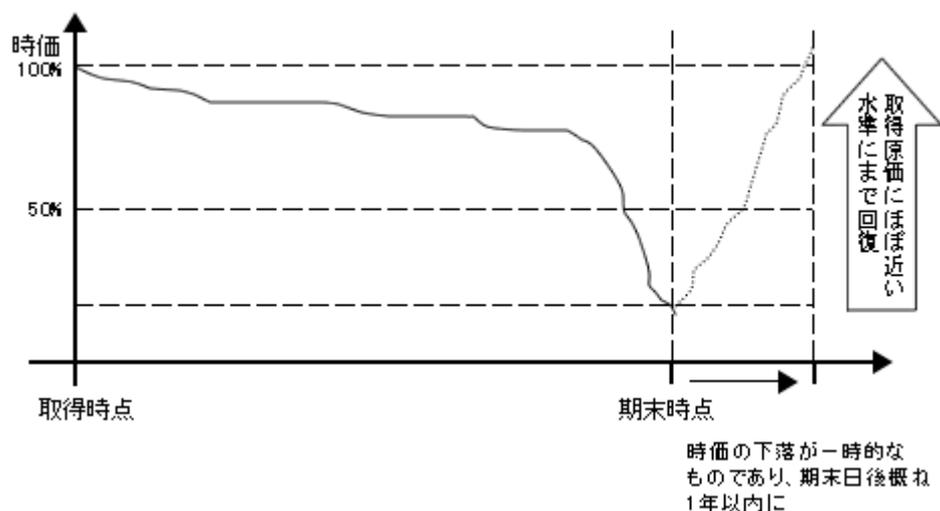
これは株式の場合と債券の場合とで判断の方法が異なります。

①株式の場合

時価の下落が一時的なものであり、期末日後、概ね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのある場合は減損処理が不要となります。

図 3-5

「回復する見込みがある」と認められるとき



回復可能性があるとは認められないケース

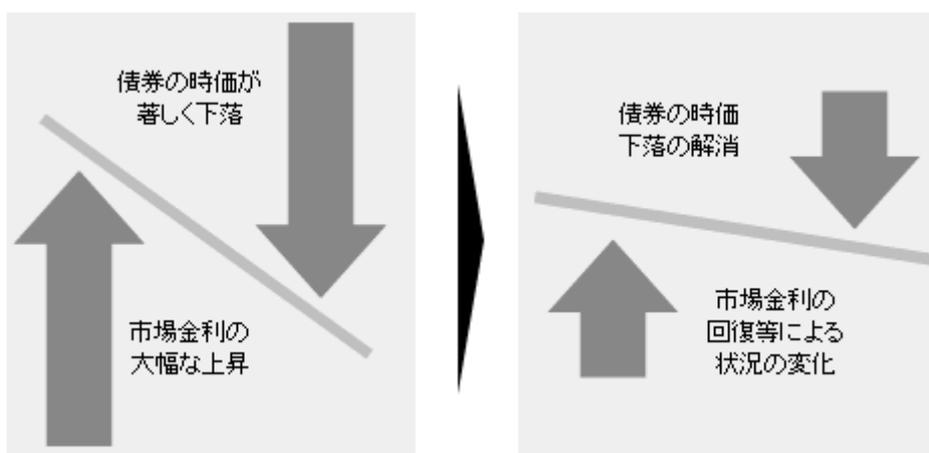
下記の場合には回復可能性があるとは認められません。

- 株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合
- 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
- 2期連続で損失を計上しており、翌期も損失と予想される場合

②債券の場合

単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合でも、いずれ時価の下落が解消すると見込まれる場合は回復可能性があるとは認められます。

図 3-6



回復可能性があるとは認められないケース

下記のように、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、回復可能性があるとは認められません。

- 格付けの著しい低下があった場合
- 債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合

3. 時価のない株式

(1) 減損処理の方法

【ポイント】

時価のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに減損処理をする必要があります。この場合の実質価額は、基本的に1株当たりの純資産額に持株数を掛けることで計算します。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理するとともに、当該実質価額を以降の取得価額とします。

なお、実質価額は発行会社の貸借対照表をベースにして、基本的に1株当たりの純資産額に持株数を掛けることで計算します。

減損の可否を判定するに当たり、まずは期末時点の実質価額の下落率を下記の2種類に分けることとなります。

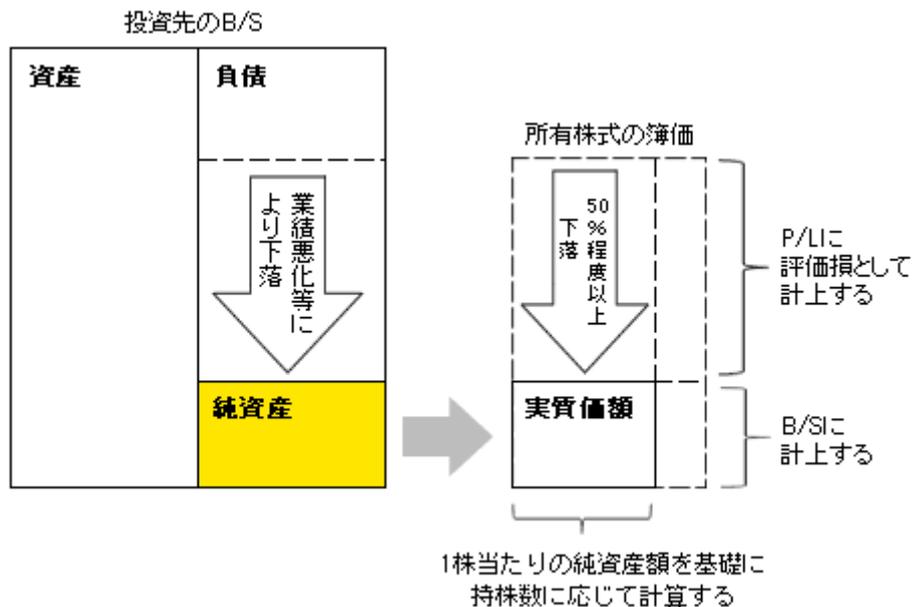
①50%未満のケース

②50%以上のケース

図 3-7

時価のない株式のケース

(=時価を把握することが極めて困難と認められる株式)

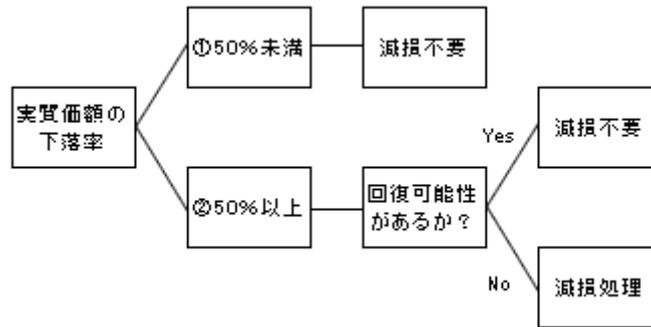


そして、それぞれのケースに応じて、下記の表のように減損の可否を判定します。

①50%未満のケース...減損処理は不要です

②50%以上のケース...回復可能性がなければ減損処理をします。

図 3-8



(2)回復可能性の判定

【ポイント】

時価のない株式の実質価額が著しく下落したとしても、「回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合」には減損処理をする必要はありません。

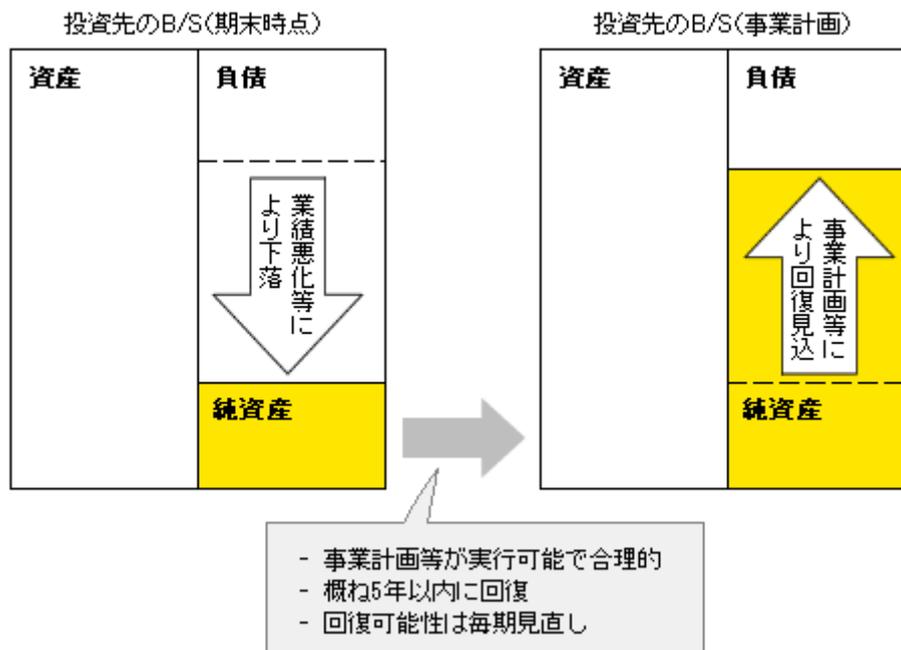
時価のない株式の実質価額が著しく下落したときであっても、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において減損処理をしないことが認められます。

すなわち、投資先が子会社のように支配の及ぶような会社等であれば、将来の事業計画等を入手して、回復可能性を判断することが考えられるのです。

ただし、この場合であっても以下の点について留意する必要があります。

- 事業計画等が実行可能で合理的なものであること
- 概ね5年以内に回復すると見込まれていること
- 回復可能性は毎期見直すことが必要であること

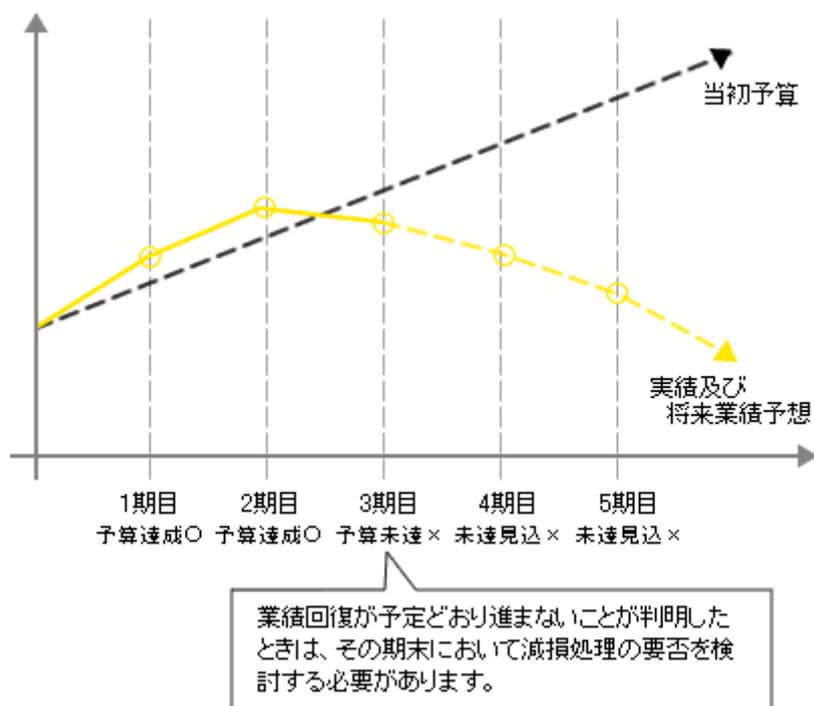
図 3-9



なお、事業計画入手後の状況の変化により、実績が事業計画を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末時点において減損処理の要否を検討する必要があります。

図 3-10

1 期目と 2 期目で予算達成、3 期目で予算未達、4 期目と 5 期目で予算未達見込のケース（現在は 3 期目とする）



第4回：貸倒引当金、ゴルフ会員権の評価

2013.05.24

新日本有限責任監査法人 公認会計士 伊藤 毅

新日本有限責任監査法人 公認会計士 友行貴久

1. 債権の評価

【ポイント】

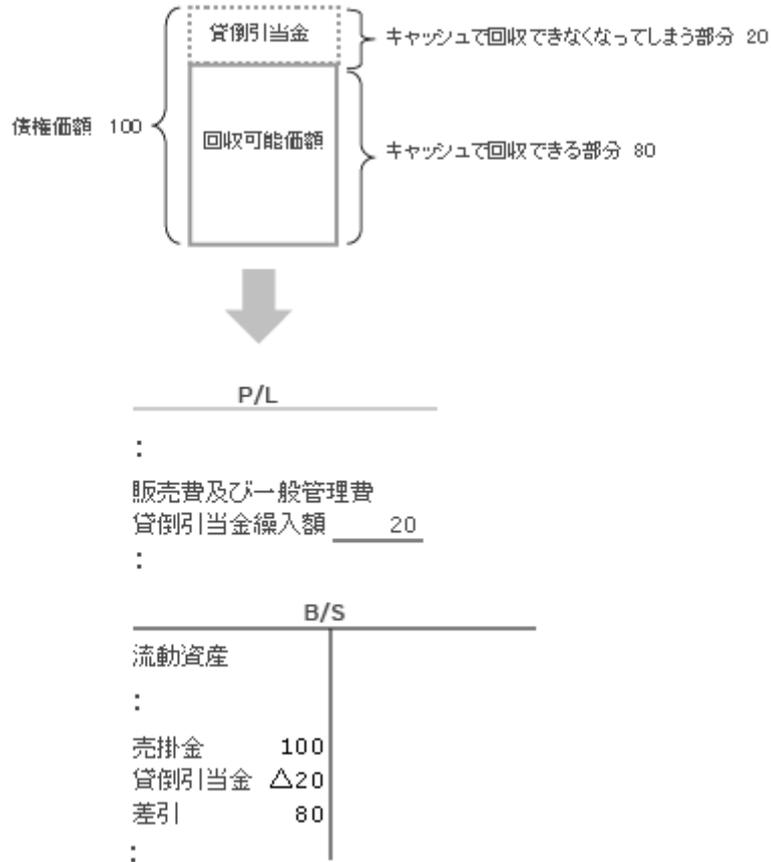
債権の価値を貸借対照表に正しく反映させるには「キャッシュで回収できなくなってしまう部分」の見積額を、貸倒引当金として債権価額から差し引く必要があります。

ここで債権とは金銭債権のことであり、営業債権である売掛金や受取手形のほか、未収金、貸付金等が挙げられます。これら債権は、通常、近い将来に「キャッシュで回収する」ものであり、有価証券のように活発な市場で時価が形成されるものではないため、基本的に時価評価はされません。

ただし、債務者の支払能力の低下により、将来において「キャッシュで回収できなくなってしまう部分」が生じることが見込まれる場合には、債権の価値を貸借対照表上で正しく示すために、この「キャッシュで回収できなくなってしまう部分」の見込額を債権の金額から差し引く必要があります。そこで、その際に用いられる勘定科目が貸倒引当金になります。

図 4-1

(例) 売掛金 100 のうち、キャッシュで回収できなくなってしまう部分が 20 と見積れる場合



2. 債権の分類

【ポイント】

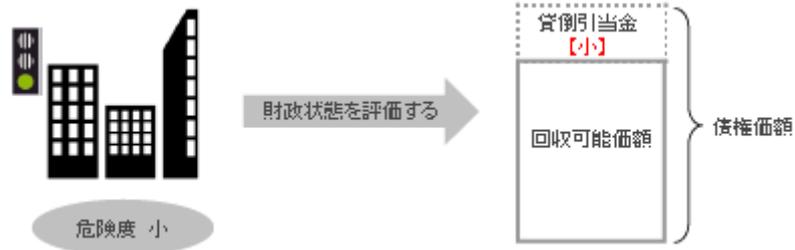
債権のうち「キャッシュで回収できなくなってしまう部分」は債務者の支払能力によって決まると考えられます。金融商品会計では、債務者の状態に応じて債権を①一般債権②貸倒懸念債権③破産更生債権等に分類します。

一般的に、債権のうち「キャッシュで回収できなくなってしまう部分」は債務者の支払能力がどれだけあるか、によって決まってくるものと考えられます。当然ですが、支払能力の高い債務者であれば貸し倒れの危険性は低くなり、逆に、支払能力の低い債務者であれば貸し倒れの危険性は高くなるといえます。そこで、金融商品会計では債権を債務者の状態に応じて①一般債権②貸倒懸念債権③破産更生債権等の3種類に分類して、それぞれに対して貸倒見積高を計算することとしています。

図 4-2

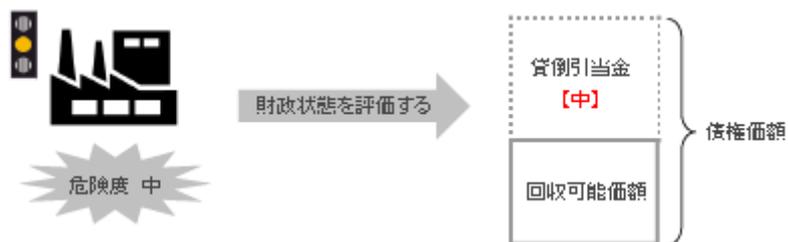
①一般債権

「経営状態に重大な問題が生じていない債務者」
に対する債権



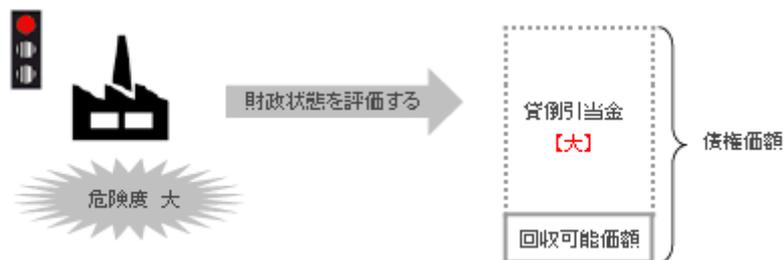
②貸倒懸念債権

「経営破綻の状況には至っていないが、
債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者」
に対する債権



③破産更生債権等

「経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者」
に対する債権

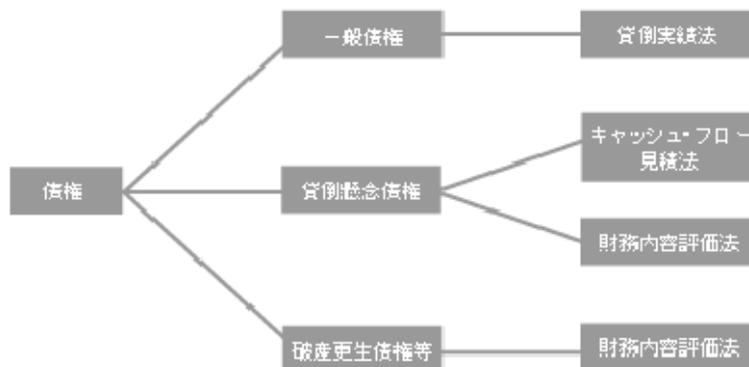


3. 貸倒引当金の計算方法

【ポイント】

債権の分類に応じて貸し倒れの危険度は異なるため、計上すべき貸倒引当金の金額も異なります。金融商品会計では貸倒実績率法、キャッシュ・フロー見積法、財務内容評価法が定められています。金融商品会計では債権の貸し倒れのリスクに応じて、貸倒実績率法、キャッシュ・フロー見積法、財務内容評価法の3種類の貸倒見積高の計算方法を定めています。なお、①一般債権②貸倒懸念債権③破産更生債権等とこれら3種類の計算方法の対応関係は以下の図のようになります。

図 4-3



※貸倒懸念債権は債権の状況に応じてキャッシュ・フロー見積法か財務内容評価法のどちらかを選択します。

(1) 貸倒実績率法

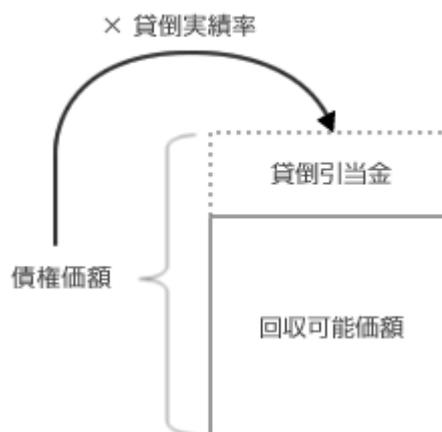
【ポイント】

貸倒実績率法とは基本的に債権全体に対して、過去の貸倒実績率等により貸倒見積高を算定する方法です。

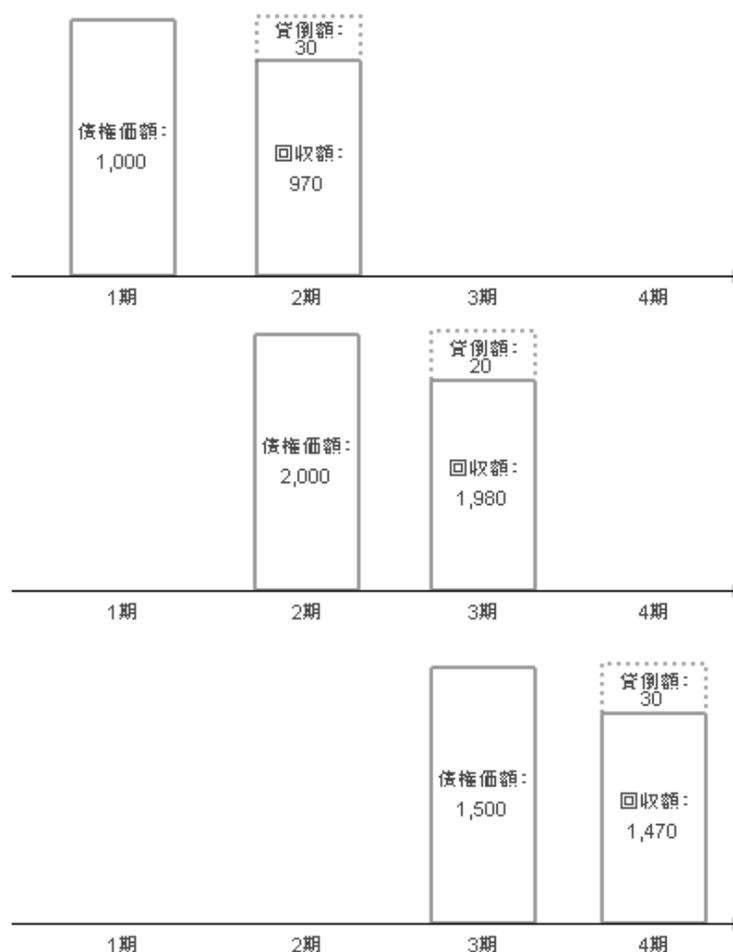
貸倒実績率法は貸し倒れのリスクが低い一般債権に対して適用する計算方法です。一般債権に区分される相手先は通常多いことが考えられるため、個々の相手先ごとに貸倒見積高を計算することは非常に煩雑であると考えられます。そこで、金融商品会計では債権全体に対して過去の貸倒実績率を掛けることにより簡便的に貸倒見積高を計算する方法が採用されています。ここで貸倒実績率とは過去2～3算定期間に係る貸倒実績率の平均値が採用されています。

図 4-4

$$\text{貸倒引当金} = \text{期末の一般債権} \times \text{貸倒実績率}$$



(例) 一般債権の貸倒実績率の算定



上記の算定期間に係る貸倒実績率の平均値を計算して貸倒実績率を算定します。

1期を基準年度とする貸倒実績率 = $30 \div 1,000 = 3\%$

2期を基準年度とする貸倒実績率 = $20 \div 2,000 = 1\%$

3期を基準年度とする貸倒実績率 = $30 \div 1,500 = 2\%$

4期の決算で貸倒引当金の計算に使用する貸倒実績率 = $(3\% + 1\% + 2\%) / 3 = 2\%$

(2) キャッシュ・フロー見積法

【ポイント】

キャッシュ・フロー見積法とは、将来のキャッシュ・フロー（債権の元本の回収及び利息の受け取り）について、当初の約定利子率で現在価値に割り引いた金額の総額と債権価額との差額を貸倒見積高とする方法です。

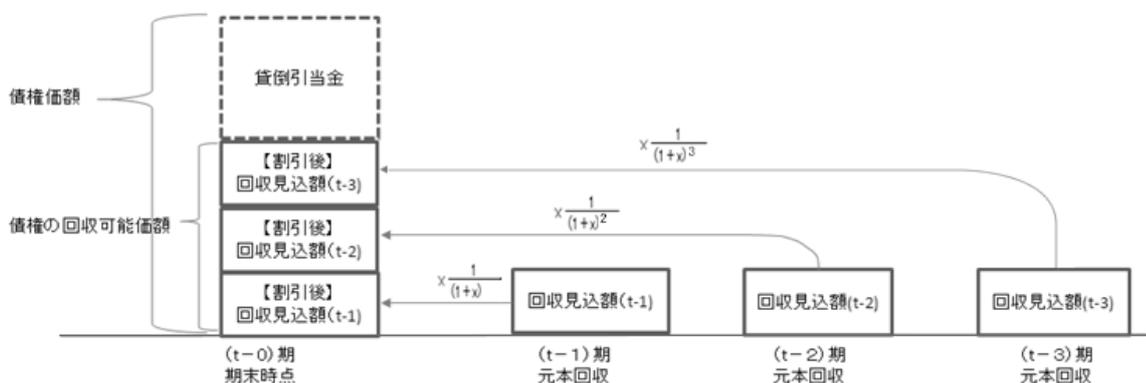
貸し倒れのリスクがある程度以上高いと認められる債権については、一般債権のように一定率を用いて簡便的に貸倒見積高を計算するのではなく、個々の相手先ごとにそのリスクに応じて貸倒見積高を計算することが必要となります。金融商品会計では、貸倒懸念債権に区分される相手先については、将来回収されるキャッシュ・フローの見積額を現在の価値に割り引いた合計額を、債権額を超える部分について貸倒見積高とする方法を定めています。

なお、貸倒懸念債権についてはキャッシュ・フロー見積法と財務内容評価法(後述)の選択適用が認められています。

図 4-5

(例) 期末後 3 年間にわたり原本の回収がなされる場合

※債権の発生当初の約定利子率を x とします。



(3) 財務内容評価法

【ポイント】

財務内容評価法とは、債権額から担保の処分見積額及び保証による回収見込額等を減額した残高について、債務者の支払能力等の状況を考慮して貸倒見積高を算定する方法です。

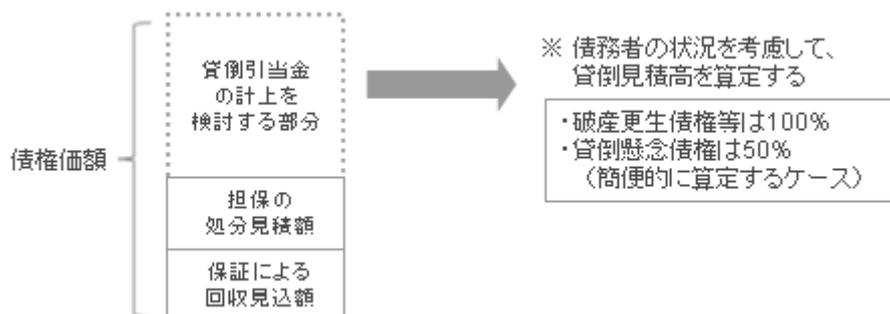
財務内容評価法とは、貸し倒れのリスクがある程度以上高いと認められる債権について、相手先の現在の支払能力等の状況(資金繰りの状況や、貸借対照表の純資産の金額の程度、流動資産と流動負債の比率等)を考慮して貸倒見積高を算定する方法です。財務内容評価法では、担保の処分見積額及び保証による回収見込額等といった確実に回収できると想定される金額については貸倒見積高からは除かれます。

財務内容評価法の簡便法

一般事業会社では、債務者の支払能力を判断する資料を入手することが困難な場合もあるため、貸倒懸念債権と初めて認定した期に、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当て、次年度以降で每期見直すという簡便法の採用も認められます。

ただし、重要性の高い債権については、機械的に50%とするのではなく、可能な限りの資料を入手して、最善の見積りを行うことが必要になります。

図 4-6



4. ゴルフ会員権の評価

【ポイント】

ゴルフ会員権の価値が著しく下落した場合（50%以上の下落）、回復可能性があると考えられる場合を除いて、減損処理を行います。

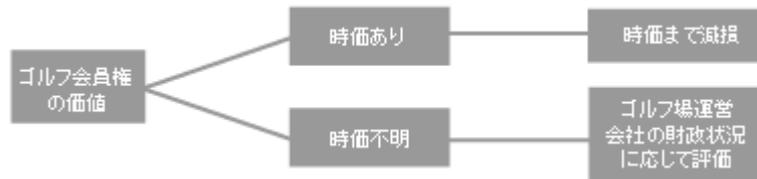
ゴルフ会員権は、ゴルフ場の運営会社の発行する株式や、当該会社に対する預託保証金等から構成されており、施設利用権を表すものです。株式や預託保証金は金融資産なので、これらから構成されるゴルフ会員権は金融商品会計基準の対象となります。

ゴルフ会員権は株券等と異なり時価評価はせず取得原価をもって計上し、価値が著しく下落した場合に減損処理をします。というのも、ゴルフ会員権の時価としては流通業者の公表する相場がありますが、これは株式市場の「株価」に比べると取引量が少なく時価の信頼性等が劣ると考えられるためです。ただし、このようなゴルフ会員権の相場も減損の検討に当たっては、価値の著しい下落の有無を判定する指標として用いられることとなります。

ゴルフ会員権に時価（相場）のある場合とない場合について

時価（流通市場の相場）があるゴルフ会員権について、著しい時価の下落が生じた場合には時価（相場）で減損処理をします。相場が公表されておらず不明なゴルフ会員権については、ゴルフ場運営会社の財政状態が悪化した場合に減損処理を行います。

図 4-7



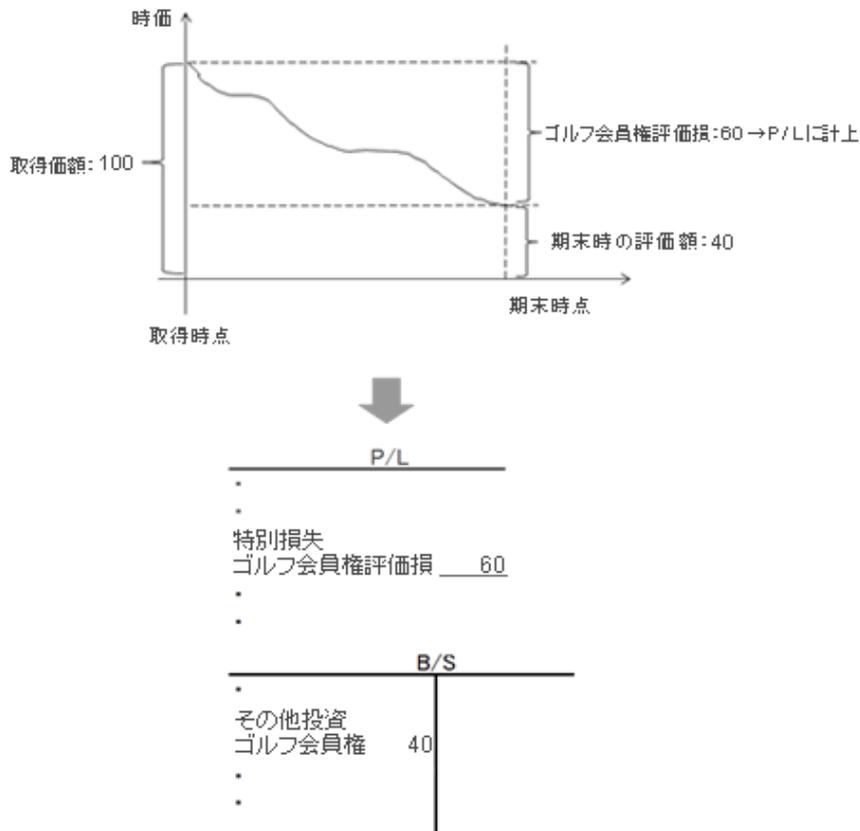
(1) 株券形態の場合

【ポイント】
 ゴルフ会員権が株券形態で発行されている場合で減損処理をする際には、取得価額と時価（時価がない場合は実質価額）との差額を評価損として計上します。

ゴルフ会員権が株券形態で発行されている場合において、ゴルフ会員権の価値が取得価額よりも50%以上下落している場合には、その下落額をゴルフ会員権評価損として減損処理をする必要があります。なお、会員権に時価がある場合には時価で評価しますが、時価がない場合にはゴルフ場運営会社の財政状態に応じて評価をする必要があります。そのため、この場合にはゴルフ場運営会社の貸借対照表をベースにして、基本的に1株当たりの純資産額に持株数を乗じてゴルフ会員権の実質価額を計算することになります。

図 4-8

(例) ゴルフ会員権を100で取得、期末の時価が40の場合



(2) 預託保証金方式の場合

【ポイント】

ゴルフ会員権が預託保証金方式で発行されている場合で、時価のあるものについて著しい時価の下落が生じるか、時価を有しないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した際には、有価証券に準じた減損処理を行います。なお、預託保証金のうちキャッシュで回収できなくなってしまう部分は貸倒引当金を計上します。

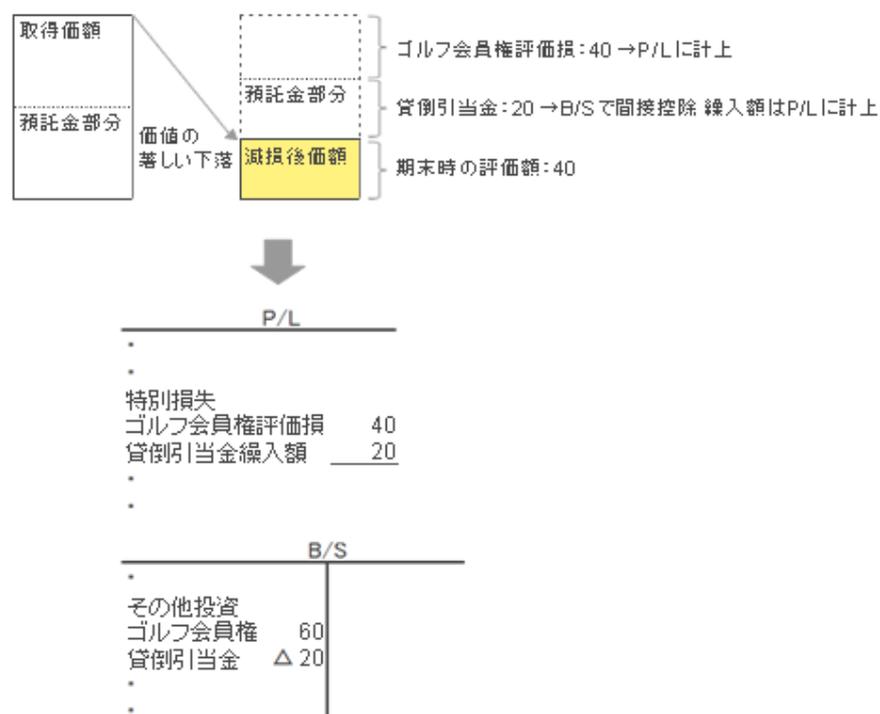
ゴルフ会員権が預託保証金方式で発行されている場合において、ゴルフ会員権の価値が取得価額よりも50%以上下落している場合には、株券方式と同様にその下落額を減損処理する必要があります。この場合、預託保証金部分を上回る部分については評価損を計上し、預託保証金部分の範囲内については預託保証金に対する貸倒引当金を計上することになります。預託保証金は敷金のように債権としての性質があるため、回収可能性を検討し、「キャッシュで回収できなくなってしまう部分」の見込額については貸倒引当金を計上する必要があります。

これにより、価値の下落額が預託保証金部分に食い込む場合には、P/Lにおいてゴルフ会員権評価損と貸倒引当金繰入額が両建てで計上されることとなります。

なお、この場合においても、会員権に時価がある場合には時価で評価しますが、時価がない場合にはゴルフ場運営会社の財政状態に応じて評価をする必要があります。すなわち、ゴルフ場運営会社の純資産の状況やキャッシュ・フローの状況等を基に回収可能性を評価することとなります。

図 4-9

(例)ゴルフ会員権を100で取得(うち、預託保証金部分60)、期末の時価が40の場合



1. デリバティブの会計処理

【ポイント】

デリバティブとは金融派生商品のことを指します。具体的には先物取引・先渡取引・オプション取引等が含まれます。これらの会計処理の特徴として、以下が挙げられます。

- ①原則として期末で時価評価を行い、評価差額を当期の損益に計上します。
- ②ただし、ヘッジ会計の要件を満たすものについては、ヘッジ会計を適用することでヘッジ対象の損益が認識されるまで評価差額を繰り延べることができます。

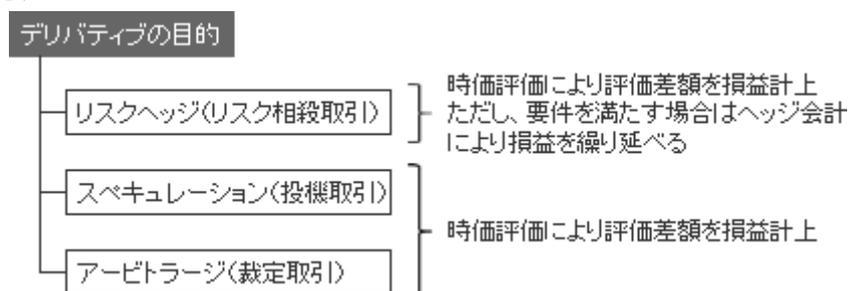
(i) デリバティブとは

デリバティブとは金融派生商品のことであり、目的に応じて様々な金融商品により構成されます。具体的には先物取引、スワップ取引、オプション取引等が該当しますが、これらは金利や為替相場等の変動により価値が変動するという特徴があります。



なお、デリバティブはその目的から以下の 3 種類に分類されます。

- ①リスクヘッジ(ヘッジ対象の損益の相殺を目的とする)
- ②スペキュレーション(少額の投資をもとに多額の利益を得ることを目的とする)
- ③アービトラージ(市場価値と比較して割高もしくは割安の金融商品を売買することにより利益を得ることを目的とする)

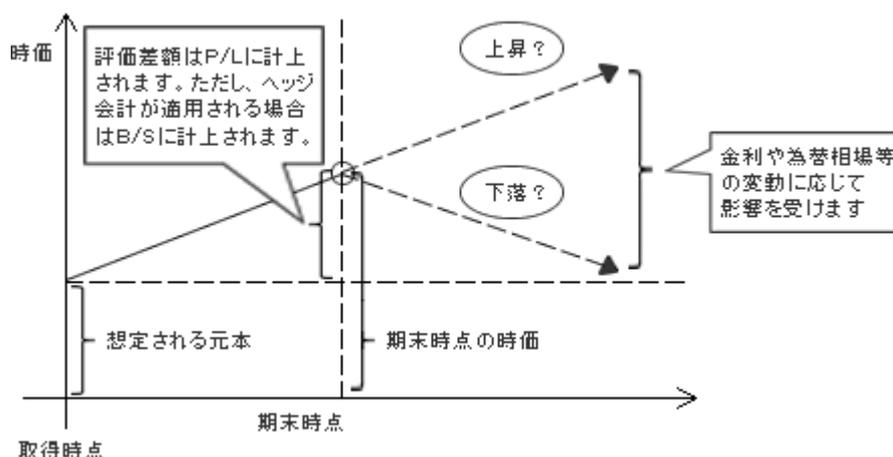


(ii) デリバティブの会計処理の概要

デリバティブも金融商品的一种であるため、原則として契約時に発生を認識し、期末で時価評価して評価差額を当期の損益として計上します。ただし、ヘッジ会計の要件を満たすものについては評価差額を繰り延べ、ヘッジ対象の損益が計上されるタイミングに合わせて損益として処理することができます。

会計処理	詳細	
原則的処理	時価で評価し評価差額を損益に計上します。	
例外処理	ヘッジ手段として適格	原則として時価評価し、評価差額はヘッジ対象の損益計上時期に合わせて損益処理します。※
	時価を算定することが極めて困難	取得原価で評価します。

※ヘッジ会計といいます。(詳細は次項参照)



デリバティブ取引の時価

区分	算定方法
上場デリバティブ取引	貸借対照表日における上場取引所の最終価格。
非上場デリバティブ取引	合理的に算定された価額。 一般に以下のいずれかの方法を用いて算定します。 (なお、時価は原則として自社で算定しますが、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格を自らの責任で使用することもできます。) a. インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等の随時決済・換金ができる取引システムでの気配値による方法 b. 割引現在価値による方法 c. オプション価格モデルによる方法

デリバティブ取引の特徴

デリバティブとは、以下のような特徴を有する金融商品です。

- ①その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数または類似の変数(基礎数値と呼ばれる)の変化に反応して変化する基礎数値を有し、かつ、想定元本か固定もしくは決済可能な決済金額の両方を有する契約。
- ②当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。

③その契約条項により純額(差金)決済を要求もしくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、または資産の引き渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置く。

2. ヘッジ会計の会計処理

(1)ヘッジ会計の意義

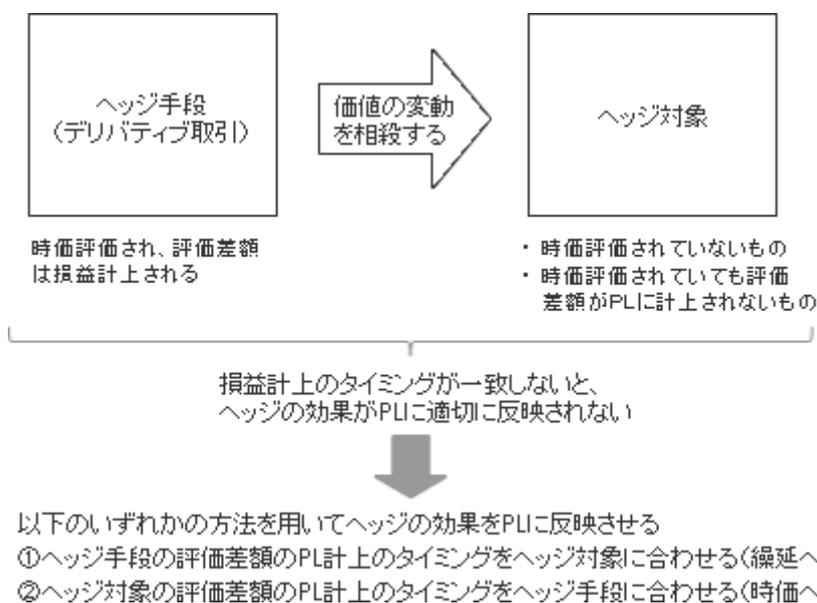
【ポイント】

ヘッジ会計とは、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益計上のタイミングを合わせることによってヘッジの効果を会計に反映させるための会計処理です。

取引によって生じる将来のキャッシュ・フローが市場相場の変動等により影響を受ける場合、これと逆の動きをする取引をしてキャッシュ・フローの変動による影響を相殺することで、経営の安定化を図ることができます。

この対象となる取引をヘッジ対象、手段となる取引をヘッジ手段と呼びます。後者のヘッジ手段となるのがデリバティブ取引です。

ここで、ヘッジ手段であるデリバティブ取引は原則として毎期末に時価評価され、評価差額がP/Lに計上されますが、ヘッジ対象については必ずしもそうではありません。そこで、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益計上のタイミングを合わせることでヘッジの効果をP/Lに適切に反映させるため、ヘッジ会計という特殊な会計処理が用いられます。



具体的に、ヘッジ会計として繰延ヘッジと時価ヘッジの2種類が挙げられます。このうち、繰延ヘッジが原則的方法とされています。

方法	詳細
繰延ヘッジ (原則的方法)	時価評価されているヘッジ手段に係る損益をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部で繰り延べる方法。

時価ヘッジ	ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動などを損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法。 (時価ヘッジのヘッジ対象としてはその他有価証券のみが考えられます。)
-------	--

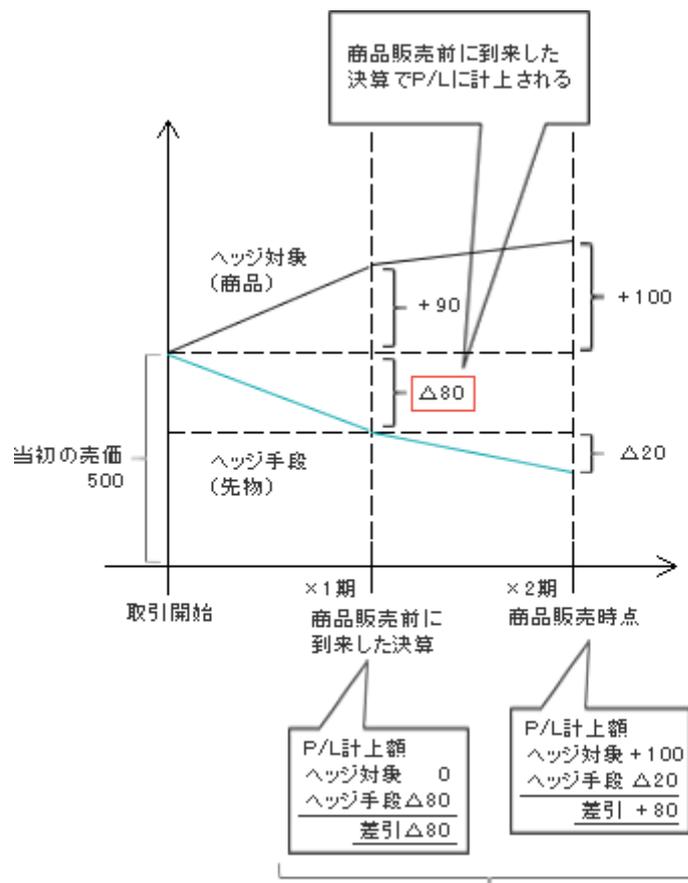
繰延ヘッジの例

ヘッジ対象： 商品（販売価格が相場変動の影響を受ける）

取引開始時の販売価格は 500、売上原価は 400 とする

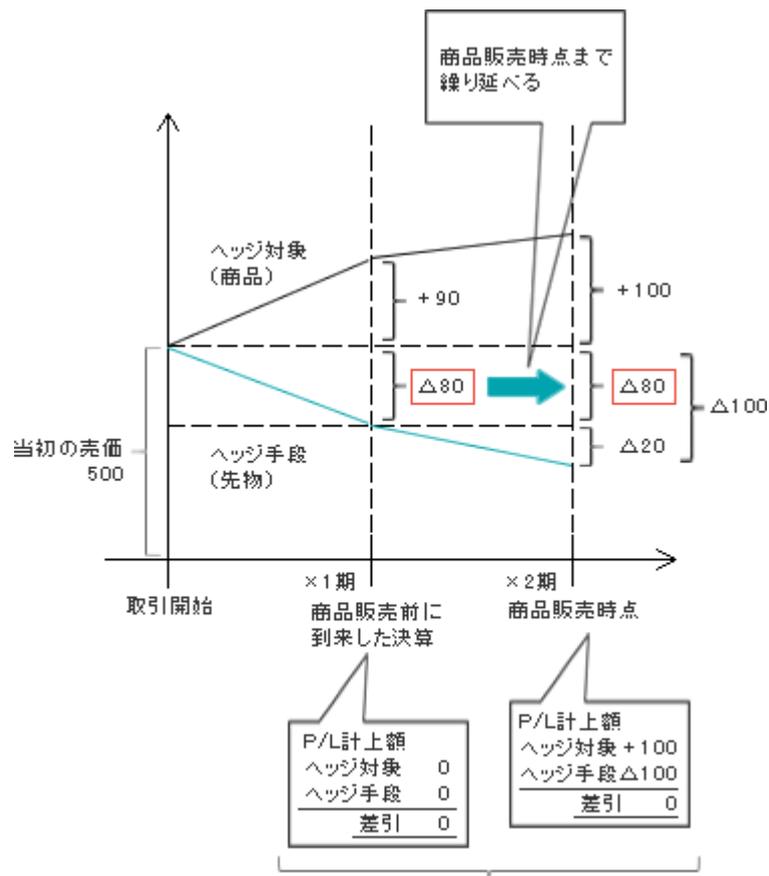
ヘッジ手段： 先物売契約（デリバティブの一種）

① ヘッジ会計を適用しない場合



ヘッジ手段から生じる損益が商品販売前に到来した決算でP/Lに計上されるため、商品の相場変動の影響を先物取引で相殺したという実態がP/Lに反映されない

② ヘッジ会計を適用する場合



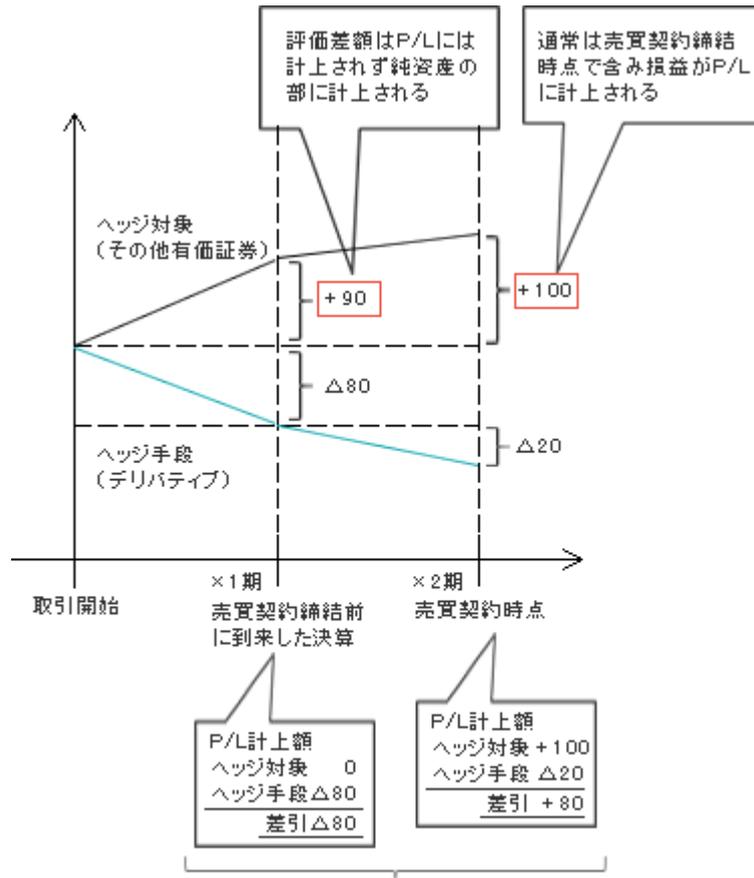
先物の評価差額を繰り延べることで商品相場変動の影響を先物取引で相殺したという実態がP/Lに反映される

時価ヘッジの例

ヘッジ対象： その他有価証券(時価の変動の影響を受ける)

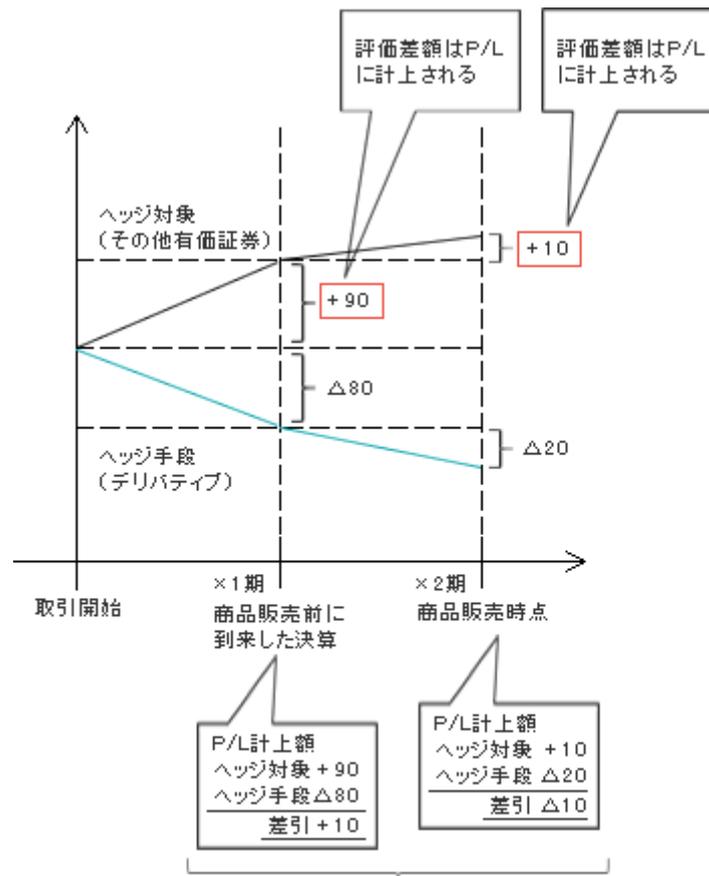
ヘッジ手段： デリバティブ(ヘッジ対象となる有価証券の銘柄の時価とは反対の動きをするもの)

① ヘッジ会計を適用しない場合



その他有価証券の含み損益は売買契約締結時点でのみP/Lに計上されるため、その他有価証券の時価の変動をデリバティブで相殺したという実態がP/Lに反映されない

② ヘッジ会計を適用する場合



その他有価証券の含み損益が決算ごとにP/Lに計上されるため、その他有価証券の時価の変動をデリバティブで相殺したという実態がP/Lに反映される

ヘッジ取引の種類

ヘッジ取引はその目的によって公正価値ヘッジとキャッシュ・フローヘッジの2種類に分けることができます。

取引	内容
公正価値ヘッジ	ヘッジ対象の相場変動リスクを相殺することを目的とするヘッジ取引 (例)信用取引、株式オプション、商品先物 等
キャッシュ・フロー・ヘッジ	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動リスクを相殺することを目的とするヘッジ取引 (例)金利スワップ 等

ヘッジ対象・ヘッジ手段の具体例

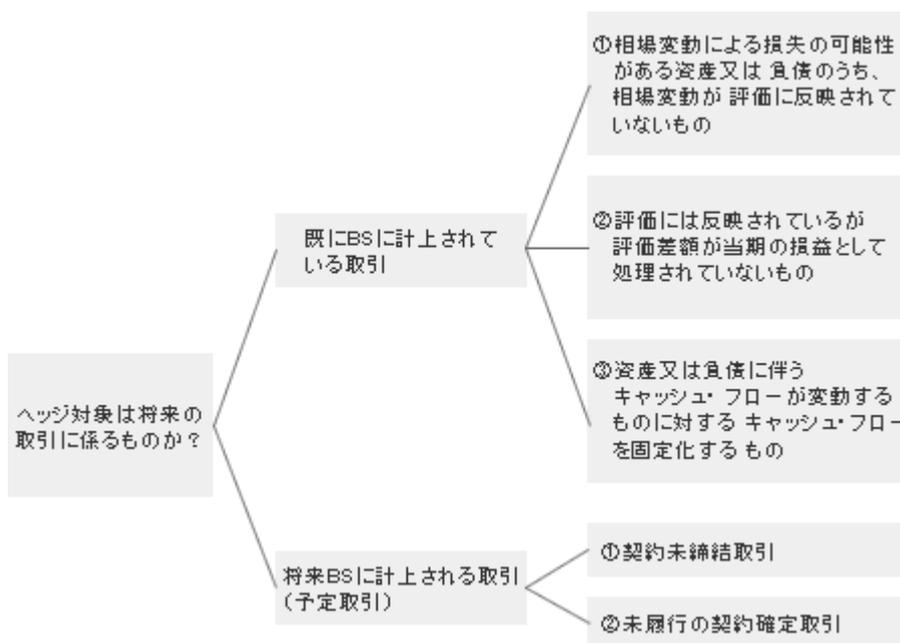
リスク内容	ヘッジ対象	ヘッジ手段
価格変動によるリスク	株式、商品 等	信用取引、株式オプション、商品先物 等
金利変動によるリスク	金融機関からの借入金、利付債券 等	金利スワップ、金利オプション 等
為替変動によるリスク	外貨建取引(現金預金、売掛金、買掛金、借入金 等)	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション 等

(2)ヘッジ対象

【ポイント】

ヘッジ対象には(i)既に B/S に計上されている取引と、(ii)将来履行される取引が含まれます。

典型例なヘッジ対象・ヘッジ手段は(相場変動しやすい)商品と商品先物ですが、まだ購入しておらず、これから購入する予定の商品に対して契約したデリバティブについてもヘッジと認められることがあります。



(i)既に B/S に計上されているもの

ヘッジ対象は商品・借入金など既に B/S に計上されているものが基本です。

具体的には以下の3つが挙げられます。

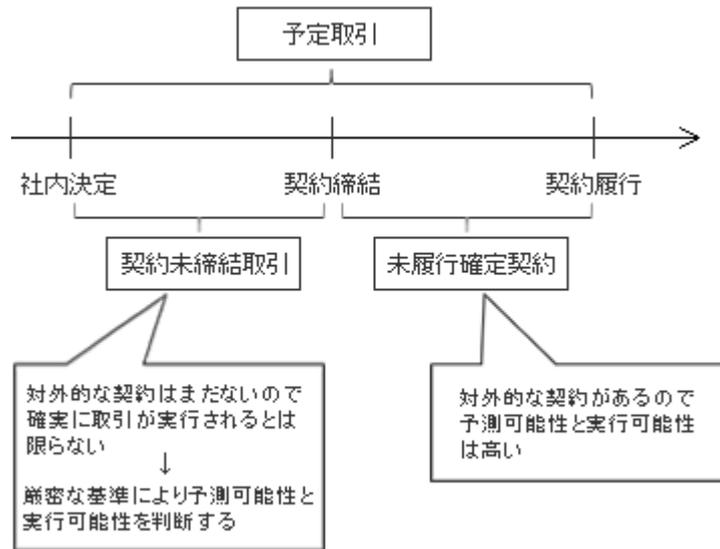
- ①相場変動による損失の可能性のある資産又は負債のうち、相場変動が評価に反映されていないもの。(⇒そもそも時価評価されていないもの)
- ②評価には反映されているが評価差額が当期の損益として処理されていないもの。(⇒時価評価されていても評価差額が B/S に計上されるもの)
- ③資産又は負債に伴うキャッシュ・フローが変動するものに対するキャッシュ・フローを固定化するもの。(⇒借入金の利息の支払いが変動金利である場合等の、B/S に計上されているものに関連するキャッシュの受払が相場の変動の影響を受けるもの)

(ii)将来履行される取引

また、既に B/S に計上されているものだけでなく、将来 B/S に計上される予定の取引もヘッジ対象に含まれます。これは、将来実行する取引に係る相場変動の影響をヘッジするために、当該契約の履行前からヘッジ手段の契約をしている場合は、ヘッジの実態を P/L に適切に反映させるためにヘッジ会計を適用することが必要になるからです。

具体的には以下の2つの取引が挙げられます。

- ① 契約は未締結であるが、主要な取引条件が合理的に予測可能で、かつ、実行される可能性が極めて高い取引（契約未締結取引）
- ② 未履行の確定契約に係る取引（未履行確定契約）



予定取引をヘッジ対象とするための条件

契約未締結取引については以下の項目を総合的に検討する必要があります。

- a. 過去に同様の取引が行われた頻度
- b. 企業が当該予定取引を行う能力（法的、制度的、資金的な能力）の有無
- c. 当該予定取引を行わないことの不利益の有無
- d. 同等の効果、成果を有する代替的取引がないかどうか
- e. 当該予定取引発生までの期間（おおむね1年以内）の妥当性
- f. 予定取引数量の妥当性

なお、未履行確定契約でも当該契約を解除する場合の対価が全く不要か又は軽微である場合は、上記と同様の検討を行い、ヘッジ対象になり得るか否かを判断する必要があります。

(3)ヘッジ会計の適用要件

【ポイント】

ヘッジ会計を適用するためには、事前テストと事後テストの両方をクリアする必要があります。

ヘッジ会計では、ヘッジの効果をP/Lに適切に反映させるために、金融商品会計の原則的な会計処理とは異なった処理をします。さらに、行っているデリバティブ取引が、ヘッジを目的としているかどうかは、経営者の主観的な判断によります。

そのため、そもそもヘッジ取引がリスクをヘッジする効果がある（＝有効性がある）ものなのか、ヘッジ取引後も継続してヘッジの効果が認められるものなのかを確認する必要があります。

具体的には以下のようにヘッジ取引開始時に事前テスト、ヘッジ取引開始後に事後テストの検討をします。

区分	詳細
事前テスト	ヘッジ対象のリスクとヘッジ手段を明確化する。 ヘッジ有効性の評価方法を正式な文書で明示する。 ヘッジ手段の有効性を事前に予測する。
事後テスト	ヘッジ取引時以降も継続して高い有効性が保たれていることを確認する。 有効性の評価方法にはヘッジ開始時からの時価またはキャッシュ・フロー変動の比率分析等を適用する。 変動比率が80%~125%の範囲内であればヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係が認められる。 ヘッジの有効性の評価は決算日には必ず行い、少なくとも6ヶ月に1度実施する。

有効性評価の省略が可能なケース

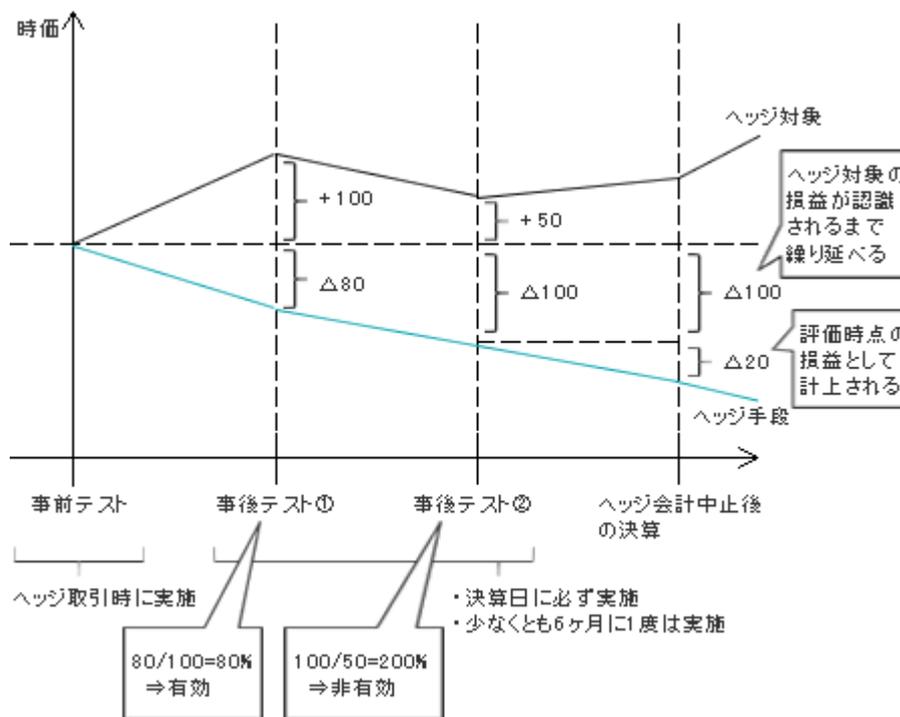
ヘッジ手段とヘッジ対象の資産、負債または予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジの有効性評価を省略できる場合があります。具体的には以下の取引が挙げられます。

- a.先渡取引がヘッジ対象となるべき予定購入と同一商品、同量、同期間、同一場所である場合
- b.ヘッジ開始時の先渡契約の時価がゼロである場合
- c.先渡契約のディスカウントまたはプレミアムの変動がヘッジの有効性から除かれている場合、または
予定取引のキャッシュ・フロー変動がその商品の先物価格に依存している場合
- d.ヘッジの特例処理が認められる金利スワップの場合

(事前テストと事後テストの例)

ヘッジ対象： 商品(販売価額が相場変動の影響を受ける)

ヘッジ手段： 先物売契約(デリバティブの一種)



【事前テスト】

ヘッジ取引時において、①ヘッジ対象のリスクとヘッジ手段の明確化、②ヘッジ有効性の評価方法の正式な文書での明示、③ヘッジ手段の有効性の予測が必要です。

【事後テスト①】

ヘッジ対象の時価が+100、ヘッジ手段の時価がΔ80の変動をしているので、これらの変動比率を計算すると $80/100=80\%$ になります。変動比率が80%~125%の範囲内にあり、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に高い相関関係が認められるため、ヘッジが有効であると判断されます。

そこで、ヘッジ手段の含み損失であるΔ80はヘッジ対象の損益が認識されるまで繰り延べられます。

【事後テスト②】

ヘッジ対象の時価が+50、ヘッジ手段の時価がΔ100の変動をしているので、これらの変動比率を計算すると $100/50=200\%$ になります。変動比率が80%~125%の範囲内になく、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に高い相関関係が認められないため、ヘッジが非有効であると判断されます。

そこで、これ以降に発生するヘッジ手段の時価の変動は損益としてP/Lに計上されます。ただし、これまでに発生したヘッジ手段の含み損失であるΔ100はヘッジ対象の損益が認識されるまで繰り延べられます。

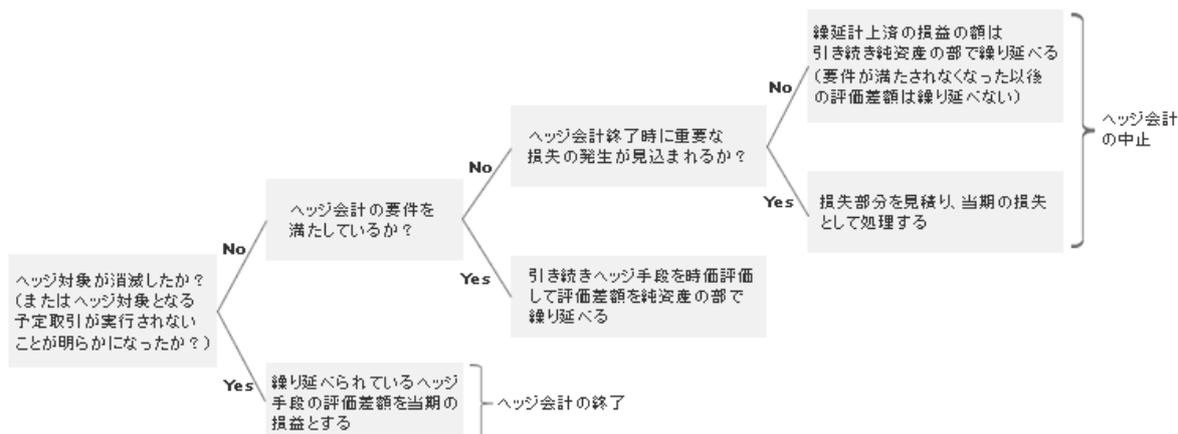
【ヘッジ会計中止後の決算】

ヘッジ手段の時価がΔ120の変動をしていますが、事後テスト②までに発生した含み損失であるΔ100はヘッジ対象の損益が認識されるまで繰り延べられます。

一方で、事後テスト②以降に発生したヘッジ手段の時価の変動であるΔ20はP/Lに計上されます。

なお、ヘッジ対象が消滅した場合は「ヘッジ会計の終了」、ヘッジが有効でなくなった場合やヘッジ手段が消滅した場合は「ヘッジ会計の中止」となり、両方で会計処理の方法が異なるので留意が必要です。

項目	内容
ヘッジ会計の終了	ヘッジ対象が消滅したとき又はヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額を当期の損益として処理します。
ヘッジ会計の中止	ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合やヘッジ手段が消滅した場合は、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額はヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べます。



(4)金利スワップの特例処理

【ポイント】

金利スワップの特例処理の要件を満たす場合には金利スワップを時価評価せず、金銭の受払の純額等をヘッジ対象である資産又は負債の利息に加減して処理することができます。

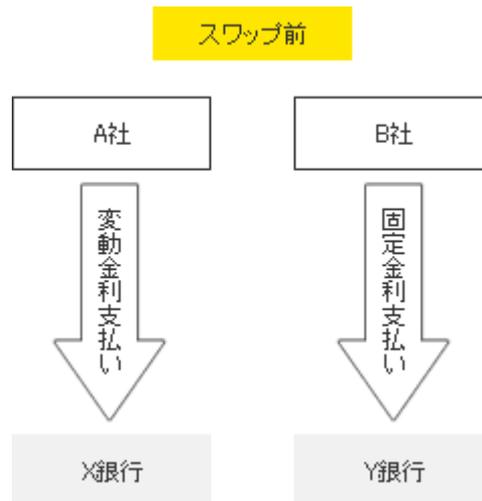
金利スワップとは、異なる種類の金利間で受払条件を変換することを目的として利用される取引です。そのため、固定金利支払・変動金利受取の金利スワップを利用すれば、変動金利の借入金について、その利息負担を固定金利の借入金に係るものと同等のものに変えることができます。

(金利スワップの例)

- A社はX銀行から変動金利で借入れ、B社はY銀行から固定金利で借入れをしている。
- A社は市場金利の上昇を予想し、B社は市場金利の下落を予想している。

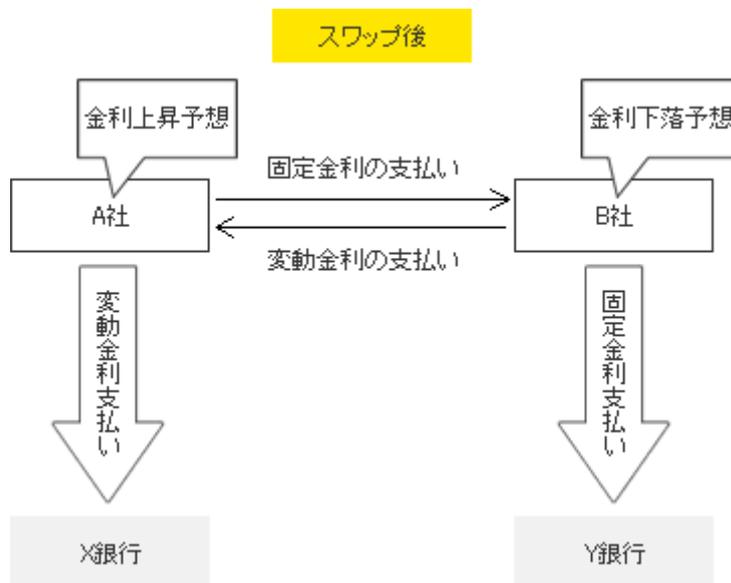
【金利スワップ前】

A社は将来の市場金利の上昇を予想していますが、X銀行から変動金利で借入をしているため、金利スワップをすることにより金利の変動の影響を回避したいと考えています。一方で、逆にB社は将来の市場金利の下落を予想していますが、Y銀行から固定金利で借入をしているため、金利スワップをすることにより金利の負担を軽減させたいと考えています。



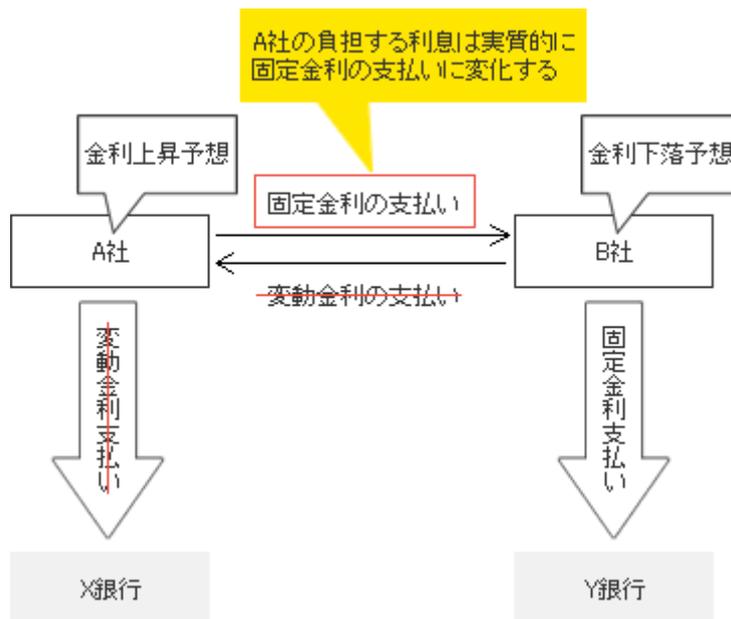
【金利スワップ後】

A社とB社の間で、A社から固定金利の支払いをB社へ行い、B社から変動金利の支払いをA社に行うという金利スワップ契約を締結します。



具体的にA社の負担する利息について考えてみると、A社がX銀行へ支払う変動金利の支払いとB社から受け取る変動金利については相殺して考えることができるため、A社が実質的に負担する利息はB社に対して支払う固定金利になると言えます。

そのため、金利スワップをすることにより、将来の市場金利の上昇を予想するA社は金利負担を固定金利に変更することができたといえます。

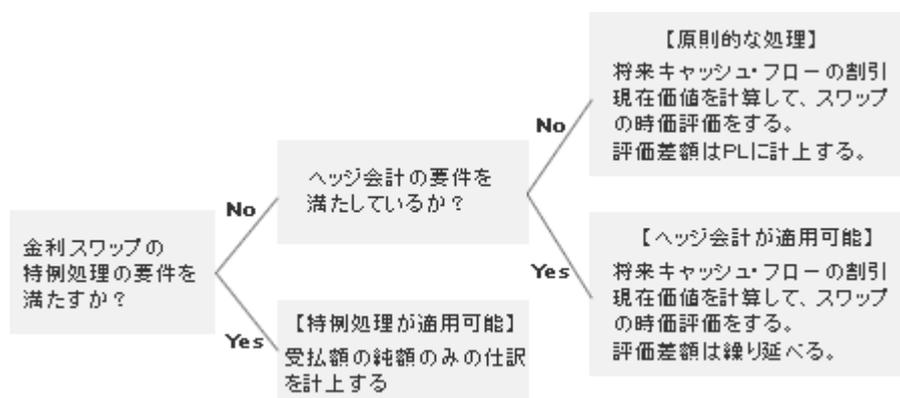


金利スワップはデリバティブに該当するため、原則として時価評価して評価差額をP/Lに計上する必要があります。ただし、金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができます（金利スワップの特例処理）。

そのため、金利スワップの特例処理を適用すれば、会計処理をするにあたり利息の受払額にのみ留意すればよいため、経理の作業は簡便的なものになります。

以上をまとめると、金利スワップの会計処理としては以下の3種類が考えられます。

- ①金利スワップを時価評価して評価差額を当期の損益としてP/Lに計上する（原則）。
- ②金利スワップを時価評価して評価差額を繰り延べる（繰延ヘッジ）。
- ③金利スワップを時価評価せずに金利スワップの純受払額を対象となる資産又は負債の利息調整として処理する（特例処理）。



金利スワップの特例処理の要件

なお、特例処理は例外的な会計処理であるため、適用するためには以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること(いずれかの5%以内の差異であれば、ほぼ同一であると考えられることができる)。
- ② 金利スワップとヘッジ対象資産又は負債の契約期間及び満期がほぼ一致していること。
- ③ 対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックスが金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること。
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること(同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること)
- ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること